

令和8年度
国の施策・予算に対する提案



令和7年5月
関西広域連合

関西広域連合は、平成 22 年（2010 年）12 月 1 日の設立以来、日本で最初、唯一の府県域を越える広域行政体として、7 つの広域事務（広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）及び関西における広域的な課題に係る政策の企画調整を行うとともに、地方分権改革の推進や国土の双眼構造の実現のための取組を進めています。

設立 15 年目を迎え、12 の府県市で構成される関西広域連合は「5 つの力の向上」に努めます。一つ目は住民の安全・安心の生活を守る「防災力」、二つ目は大阪・関西万博のインパクトを活かし、イノベーション創出等につなげる「産業力」、三つ目は日本の美とところを関西から世界へ発信する「文化力」、四つ目は自然の力・生態系サービスを大切に守る「環境保全力」、五つ目は地方分権の主体となるべく高める「広域自治力」です。

また、「大阪・関西万博」に出展している関西パビリオンでは、連日多くの方に関西の悠久の歴史と現在を体感いただいております。更に「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」が開催される関西は、これらのイベントを一過性のものとせず、レガシーとして継承・発展させ、日本の未来づくりを牽引していきます。

石破内閣総理大臣は、第 217 回国会での施政方針演説において、都道府県域を越えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を強力に推進し、自治体同士の広域連携を抜本的に強化することを示されました。

つきましては、分権型社会の実現、関西における広域的な課題解決等のため、令和 8 年度の国の施策・予算において、特に重要と考える項目を提案いたしますので、格別の御配慮をお願いいたします。

令和 7 年 5 月

関 西 広 域 連 合

目 次

I	分権型社会の実現	1
1	国土の双眼構造の実現	2
(1)	首都機能バックアップ構造の構築	2
(2)	政府機関等の移転等	5
(3)	大規模災害に備えた「防災庁」の創設	7
(4)	双眼型・多極型の産業再配置と事業継続力の強化	7
(5)	国土の双眼構造を実現する社会基盤整備	8
2	地方創生の推進	15
(1)	人・企業・大学等の地方分散の推進	15
(2)	地域の魅力づくりの促進	16
(3)	少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築	17
(4)	中山間地域の生活環境確保（買物、交通、医療等）	21
(5)	地方創生を支援する仕組みづくり	22
(6)	「地方創生 2.0」の実現に向けたデジタル化の推進	24
3	地方分権改革の推進	28
(1)	国と地方の関係の再構築	28
(2)	「関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組み」の設置	29
(3)	「広域行政ブロック単位の広域連合」への 国の事務・権限の移譲を促進する仕組みの法制化	29
(4)	国からの事務・権限移譲の推進	31
4	地方税財政制度の充実・強化	33
(1)	地方一般財源総額の確保	33
(2)	地方交付税の機能の確保・充実	33
(3)	地方税源の拡充	34
II	広域的な課題解決	35
1	防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造	36
(1)	南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応	36

(2)	大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備	44
(3)	原子力発電所の安全確保	49
(4)	東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等に対する支援	52
(5)	医療提供体制の確保・充実	53
(6)	感染症対策の充実・強化	56
(7)	危険ドラッグ対策の充実強化	59
(8)	依存症対策の推進	60
(9)	がん対策の推進	60
(10)	家畜伝染病の被害防止対策の強化	61
(11)	水上オートバイの危険行為等の対策強化	62
2	新時代の文化・観光首都の創造	63
(1)	外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進	63
(2)	文化振興施策の充実	65
3	日本の元気を先導する関西経済の確立	66
(1)	関西の強みであるライフサイエンス産業の振興	66
(2)	科学技術開発支援の充実	66
(3)	空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援	66
(4)	特区制度等を活用した関西の活性化	66
(5)	スーパーシティ構想の実現に向けて	67
(6)	中小企業への緊急融資の実施に伴う支援措置	68
(7)	適正取引及び賃金引き上げの取組の推進	68
(8)	中小企業の人材確保への支援	69
4	攻めの農林水産業の確立	70
(1)	EPA・FTAに伴う必要な対策の実施	70
(2)	国際競争力のある農林水産業の実現	71
(3)	地産地消の推進	71
(4)	農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化	71

(5) 新規就農支援策の拡充	72
(6) 実効的な農地制度の維持、推進のための支援	72
5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等	72
(1) 脱炭素社会の実現	73
(2) エネルギー政策の推進	76
(3) 鳥獣被害防止対策の推進	77
(4) プラスチック対策の推進	78
Ⅲ その他関西の重要課題	81
1 ワールドマスタースゲームズ 2027 関西への支援	82
(1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化	82
(2) 東京 2020 大会等で再認識されたスポーツの価値・役割の 発信に資する取組の推進	83
(3) 大会開催延期に伴う準備段階から国等による財政支援等	83
(4) 世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践	83
(5) 機運醸成を図るための各地でのスポーツ大会の開催支援	84
2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等	84
(1) インフラ整備計画の着実な推進	84
(2) 万博関連事業（ソフト事業・規制改革）の推進	86

I 分権型社会の実現

1 国土の双眼構造の実現

(1) 首都機能バックアップ構造の構築

**【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、
国土交通省**

我が国の中枢機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび首都直下地震のような自然災害が発生すれば、機能麻痺に陥るおそれがある。

首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散するなど国土の双眼構造への転換を含め、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

令和5年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）及び国土強靱化基本計画においても、東京一極集中の是正及び中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める旨及び「日本中央回廊」の形成により中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る旨が記載されていることを踏まえ、首都機能のバックアップ構造の構築について、より具体的に検討が進められるべきと考える。

危機管理の観点に加え、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換を目指した国土政策、産業政策を進めるため、次のとおり提案する。

①首都機能バックアップ構造の構築の法律等への明記

首都機能バックアップ構造の構築については、国土形成計画（全国計画）及び国土強靱化基本計画においても、東京に集中する人口及び諸機能の分散や政府機能をはじめとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める旨が記載され、さらに、令和5年7月の両計画の変更では、東京圏、名古屋圏、大阪圏からなる三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成により東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る旨も記載されるなど、重要度はますます高まっている。

一方、関西は、古くから日本の中心として、京都御所など世界的に価値のある歴史・文化遺産や豊かな自然に恵まれ、また、首都圏と同時に被災する可能性が低い上、国の地方支分部局や外交を担う機関、日本銀行の支店、企業の本社、報道機関、大学・研究機関等が集積し、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実しており、全国で唯一、政府機関の移転が実現している圏域である。さらに、阪神・淡路大震災での経験を通じた知見・ノウハウを有し、東日本大震災時にいち早くカウンターパート方式による被災地支援を行った実績を持つ関西広域連合をはじめ、官民挙げての積極

的な協力、応援体制が得られることなどから、関西は双眼構造の一翼としてバックアップ機能を担うにふさわしい圏域である。

これらのことを踏まえ、関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置付けること。

②皇室の安心・安全

日本の大切な皇室の安心・安全と永続を実現するために、オール京都で推進している双京構想の取組を踏まえ、現役の御所がある京都に、皇族の方にお住まいいただくこと。

③民間企業等のバックアップ構造の構築等

首都中枢機能停止時のバックアップ先を具体的に計画している企業の約7割が関西を候補地に挙げており、全国レベルの経済団体や民間企業等の本部・本社機能のバックアップの関西での確保と事業継続を支援すること。

さらに、民間企業が取り組んでいる権限移譲や機能分散を平時から推進し、企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補完し合える構造の構築を働きかけること。

④首都機能バックアップ構造の構築に向けた社会実験の実施等

平時より、非常事態を想定した備えとして、国会審議や各省庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに必要な人材の育成・確保のためにも、訓練等の社会実験を計画的に行うこと。

なお、実施に当たっては、行政並びに指定公共機関や業界団体等の関係機関、ライフライン・インフラ事業者等も交えたものとし、実効性を確保すること。

また、職員等の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保に係る具体的なオペレーションを検討の上、必要な容量や代替性の確保に向けた計画等を策定すること。

⑤政府業務継続計画における代替拠点の具体化

首都圏に大規模災害等が発生した場合、政府業務継続計画（首都直下地震対策）において、東京圏外の代替拠点の在り方等は今後の検討課題とされている。さらに、令和5年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、代替拠点の検討を深めることとし、また、国土強靱化基本計画においても、中央政府の諸機能について災害直後においても維持・確保できるよう政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき取り組むこととされている。

なお、代替拠点の検討に当たっては、立法・行政中枢機能に加えて、東日本大震災発災時と同様に民間企業や各国大使館等が他地域にシフトすることが想定され、業務スペースや滞在スペースを大量に確保する必要があることから、代替拠点は都市ではなく、圏域で検討すべきである。

関西は、京都御所があることや、首都圏と同時に被災する可能性が低い上、国の地方支分部局や外交を担う機関、日本銀行の支店、企業の本社、報道機関、大学・研究機関等が集積しており、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実している圏域であること、また、大規模な会議場をはじめ宿泊・居住機能のストックが厚い圏域であること、加えて、関西広域連合や経済界など官民挙げての応援体制が得られることなど、様々な状況に柔軟に対応することが可能であることから、代替拠点として最適な圏域である。

令和7年秋頃予定の同計画の見直しに際しては、両計画に三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成が中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る旨記載されていることも踏まえ、「関西」が代替拠点として最適な圏域であることを念頭に見直しを進めること。

⑥国全体の業務継続計画（BCP）策定とその推進

首都圏にいかなる災害が発生しても政府機能が麻痺することがないように、東京圏外の代替拠点についても早急に検討を進め、大規模災害への対応が可能となる「関西」の位置付けを明確にした、国会、各府省を含めた国全体の事業継続計画を策定すること。

なお、策定した計画については、放送、通信、交通・物流といった指定公共機関をはじめ、民間事業者の事業継続計画等との整合性を確保し、官民協働により適切かつ迅速に推進すること。

[参考]首都圏被災時に関西が果たし得る役割（例）

- ア 皇室の安心・安全の確保（京都御所、宮内庁京都事務所等）
- イ 災害対策司令塔機能（大阪合同庁舎4号館、国の地方支分部局の集積等）
- ウ 金融中枢機能（日本銀行大阪支店、全銀システム大阪センター、大阪取引所（日本取引所グループ）等）
- エ ビジネス中枢機能（企業本社の集積、バックアップオフィスとなるビルやホテル等）
- オ 国内外への情報発信機能（NHK大阪放送局、各新聞社大阪本社等）
- カ 交通・物流中枢機能（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、阪神港等）
- キ 緊急対応や復旧・復興の支援拠点機能（人と防災未来センター等の防災関係機関）
- ク 外交窓口機能（総領事館、外務省大阪分室等）
- ケ 研究機関や知の集積機能（関西文化学術研究都市、国立国会図書館関西館等）

コ 広域連携機能（関西広域連合等）

(2) 政府機関等の移転等

【担当省庁】内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、文化庁、中小企業庁、観光庁

東京一極集中を是正し、国土の双眼構造を実現するとともに、地方創生の観点からも実効性のある取組となるよう、国主導で政府機関等の移転及び国出先機関の地方移管を推進すること。

①政府関係機関移転基本方針等に基づく各種施策の早期実現及び施策の深化

ア 平成28年9月に決定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき、平成30年の総務省統計局の拠点整備、令和5年の文化庁の移転に続いて、消費者庁等の全面移転を実現するよう取り組むこと。

イ 同決定に基づき、中小企業庁及び観光庁の地方支分部局等の体制が整備され、地方創生の趣旨に基づいて取組が進められているところであり、将来的にはこれらの省庁の関西への移転を実現するよう取り組むこと。

ウ 文化庁については、文化芸術基本法及び改正された文部科学省設置法を踏まえ、文化政策を総合的に推進するための機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充を図ること。

エ また、国民及び移転先以外の地域から移転に対する理解と共感を得るという観点から、文化庁の取組の拡充と発信力の強化を図ること。

オ 消費者庁新未来創造戦略本部については、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えるよう着実に取り組むこと。

カ さらに、他の独立行政法人等も含め、各政府関係機関の移転に係る課題について、以下のとおり対応すること。

[文化関係独立行政法人]

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」に基づき、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立美術館及び(独)国立文化財機構については、文化庁の移転を踏まえ、効果的な広報発信・相談機能の京都設置がなされるよう、検討を加速すること。

[特定国立研究開発法人理化学研究所連携促進本部関西拠点]

健康・医療分野をはじめ様々な新産業の持続的な創出に向け、異分野の産学連携による継続的な研究開発の展開を目指す理研連携促進本部関西拠点が、その調整機能を十分に発揮できるよう、責任者やコーディネーターなど体制を充実すること。

②社会実験の推進

基本方針において明記された「国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）」を推進すること。その際は、バックアップ機能を担う上で最適な都市圏である関西で実施すること。

③国家機関の移転推進

- ア 国土の双眼構造の実現を図るため、現在の取組に続き、政府関係機関をはじめとする全ての国家機関を対象とした地方への移転分散を実施すること。
- イ 政府主体によるプロジェクトとして実施し、国会・官邸からの距離は問題とせず、移転費用も国費で対応すること。また、会計検査院、最高裁判所等、内閣統括下にない機関も対象とすること。
- ウ 移転機関及び移転先については、その移転効果を最大限高めるため、地方の意見を十分に反映すること。
- エ 移転分散に関する地方との協議・調整を行うための窓口を全ての国家機関に設け、これらの機関が参画した推進体制を構築すること。
- オ 全ての国家機関を対象とした移転の取組を停滞させないため、国家公務員の勤務条件等について、地方で働くことが不利とならないような制度の検討を行うこと。
- カ 関西のポテンシャルを活かし、政府関係機関をはじめとする国家機関の関西への移転に取り組むこと。なお、その際は、地方の立場に立った地方創生の視点から推進すること。

④国出先機関の地方移管の強力な推進

これまで地方が政府とともに真摯に進めてきた改革の歩みを止めてはならない。国出先機関の地方移管を強力に推進すること。併せて、中央省庁の事務・権限についても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

(3) 大規模災害に備えた「防災庁」の創設

【担当省庁】内閣官房、内閣府

令和6年1月1日に、能登半島地震が発生し、また近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備え、発災時には、国、自治体をはじめ関係機関等を統括し、より迅速かつ総合的、効果的な災害対応を行い、事前防災から復興までの総合的な施策を推進するため、防災庁は以下の機能を有する体制とすること。

①事前防災から復興までの総合的な施策の推進

- ア 災害時における首相トップダウンの指揮命令系統に基づく対策
- イ 過去の災害経験や知見の蓄積、調査研究の一元化
- ウ 災害対策専門人材の育成
- エ 事前対応から復興に至るまでの取るべき対応のシナリオ化
- オ 防災活動に係る装備等の研究開発や調達及び全国自治体への配備、災害時における当該装備等の被災自治体への応援調整
- カ 各種民間支援団体・経済団体等との官民連携
- キ 被災地支援の統括及び総合調整

②防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

大規模広域災害における国全体の防災体制の強靱化を図るため、防災に係る首都機能をバックアップするとともに、我が国の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点は、関係機関が複数集積する関西に設置すること。

また、防災庁の設置に係る検討においては、地方自治体と連携することが必要であるため、被災地支援の知識・経験等を有する国内唯一の広域自治体である関西広域連合と協議すること。

(4) 双眼型・多極型の産業再配置と事業継続力の強化

【担当省庁】経済産業省

東日本大震災により、リスク分散の必要性が広く認識され、柔軟で復元力に富んだ、災害等のダメージが連鎖しにくい産業構造が求められている。

我が国の企業が生産活動や研究開発を国内で継続できるよう、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備や生産活動のバックアップ機能整備などを進め、国内再配置

の促進に向けた制度の創出、また、各地域での課題解決に向けた社会基盤整備の充実及び高度かつ専門的な人材育成・確保等が必要であるため、以下の措置を講じること。

- ア 交通・物流機能や情報通信機能など、社会基盤インフラにおける多極的ネットワークの形成促進と我が国の産業活動の継続性向上に向けた、国土政策・産業政策の展開
- イ 企業の事業継続計画（BCP）の策定に向けた働きかけと支援
- ウ 企業、大学・研究機関等のデータベースセンターの分散化促進
- エ 産学官が連携した人材育成・確保への支援

(5) 国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

【担当省庁】内閣府、国土交通省

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が日本の成長を牽引するため、また、首都機能をバックアップする担い手として、海外交易や国内広域連携の窓口となる空港、港湾など社会基盤の果たす役割は大きく、空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限発揮することが必要である。

このため、空港・港湾とそれらを連絡する道路や、主要都市間等を連絡する高規格道路等のミッシングリンクの解消と、それによる太平洋側及び日本海側の国土軸の形成や充実、利用しやすい高速道路料金の実現、さらに、高速鉄道網の整備促進によるリダンダンシーの確保、及び社会資本の老朽化対策等が不可欠であることから、以下の措置を講じること。

①空港の機能強化

新型コロナウイルス感染症の影響により激減した航空需要は急速に回復して成長軌道に戻りつつあり、コロナの影響で減少した空港で働く従業員数についても、概ね回復しつつあるものの、グランドハンドリングや給油などの応需能力の十分かつ安定的な確保に向けての対応が不可欠であることから、関西国際空港をはじめ関西広域連合区域内の空港において、円滑な受入体制が整えられるよう、空港関係事業者・空港内従業員の人材確保に関する取組への支援等を行うこと。

また、空港機能強化に必要な以下の措置を講じること。

- ア 成長軌道に戻りつつある航空需要を関西全体で取り込み、関西経済を浮揚させるため、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、3空港の適切かつ有効な活用、さらには関西広域連合区域内にあるその他の空港の活用を通じた関西における航空輸送需要拡大を図るための支援
- イ 大阪都心部と関西国際空港とを結ぶ高速アクセス鉄道等のアクセス改善

ウ 神戸空港と連携した関西国際空港への海上アクセスの利便性向上

②港湾機能の充実強化

- ア 阪神港が国際基幹航路を受け持つ西日本のハブ港として役割を果たすとともに、首都機能麻痺時等には京浜港をバックアップすることができるよう、国際戦略総合特区の推進などによるその機能強化と規制の特例措置や税制上の支援措置等の実現
- イ 日本海側に、太平洋側とも連携した多様な経済圏を構築するため、京都舞鶴港を有する若狭湾など複数の圏域での経済成長戦略の実現
- ウ 日本海周辺の対岸諸国が著しい経済発展を遂げる中、日本海側ゲートウェイとして物流・人流を一層活性化させるとともに、太平洋側港湾との機能分担や相互補完による災害時におけるリダンダンシーを確保するため、日本海側拠点港に選定された京都舞鶴港及び境港の機能を強化
- エ より広域的な視点から、関西の主要港湾における最適な物流基盤の運営体制や港湾機能の相互連携などによる、国際競争力強化に不可欠な物流基盤の機能を強化

③道路整備の推進

道路整備の推進のため、必要となる予算の総額を確保するとともに以下の事業を推進すること。

- ア 高規格道路等のミッシングリンクの解消等
- (ア) 東西二極を結ぶ複数ルートを確保するための、新名神高速道路の目標年度（八幡京田辺 JCT・IC～高槻 JCT・IC 間で令和 9 年度、大津 JCT（仮称）～城陽 JCT・IC 間未定）での確実な全線開通及び 6 車線化の加速
- (イ) 空港・港湾と後背圏を連絡する大阪湾岸道路西伸部、淀川左岸線（2 期）及び淀川左岸線延伸部、神戸西バイパス、名神湾岸連絡線等の早期整備、並びに播磨臨海地域道路、京奈和関空連絡道路等の早期事業化
- (ウ) 日本海国土軸を形成するための北近畿豊岡自動車道の事業促進、山陰近畿自動車道の事業推進及び山陰道の早期完成
- (エ) 多極型の国土を構築するための近畿自動車道紀勢線や四国横断自動車道、阿南安芸自動車道等、主要都市間等を連絡する高規格道路等の早期整備
- (オ) 関西都市圏の拡大に資するための関西大環状道路を構成する京奈和自動車道及び和歌山環状北道路の早期整備
- (カ) 定時性、安全性を確保し、高速道路ネットワーク本来の機能を最大限発揮するための中国横断自動車道、四国縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の暫定 2 車線区間及び「高速道路における安全・安心基本計画」で示された優先整備区間における 4 車線化の早期実現
- イ 大阪・関西万博を契機とした高速道路の整備

万博を契機として、開催後の大阪・関西の成長基盤となるよう、高速道路整備への投資を拡大し、広域的な高速道路ネットワークを形成すること。

ウ スマートインターチェンジの整備促進等

(ア) 地域振興施策を支援するためのスマートインターチェンジの積極的な整備

(イ) 地域の道路整備を推進するため、スマートインターチェンジをはじめ、高速道路へのアクセス道路等の整備についての補助等の制度拡充

エ 利用しやすい高速道路料金の実現

(ア) 本州四国連絡高速道路の更なる利用増進のため、各種割引制度について、NEXCOと同一とすること。

(イ) 京阪神都市圏の高速道路等の料金については、令和6年度の新料金導入後の高速道路や一般道路に関する効果や影響を明らかにするとともに、地方の意見を十分に踏まえながら、公平な料金体系に向け、整理・統一を進めること。また、管理主体が異なる高速道路を乗り継いだ際のターミナルチャージの廃止や、都心部への交通を分散することを目的とした「経路によらない同一料金」の経路をネットワーク整備に合わせて拡大するなど、シンプルでシームレスな料金体系の実現に向けて着実な検討等を行うこと。

(ウ) 「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」に示されている「戦略的な料金の導入など今後の取組」や「ETC専用化など」についても、着実な検討等を行うこと。

④北陸新幹線の早期開業

ア 北陸新幹線の日も早い大阪までの整備促進

敦賀・新大阪間については、平成29年3月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、小浜京都ルートに決定し、その後、環境アセスメントが行われている。また、国土交通大臣は、令和4年12月に同プロジェクトチームの決議を受けて、「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて」で、「開業までの期間を最大限短縮するよう努めるとともに、施工上の課題を解決するなどにより、着工に向けた諸条件についての検討を深め、一日も早い全線開業を実現してまいりたい」と表明し、令和5年度からは「北陸新幹線事業推進調査」が行われている。こうした調査の進展を踏まえ、令和6年12月には詳細な駅位置・ルート案が2案に絞りこまれるなど、政府・与党において、着工に向けた議論が進められている。このことを踏まえ、あらゆる手段を尽くして、新大阪駅まで一気に整備し、一日も早い全線開業を実現するため、政府・与党において、次の事項を実現するよう強く要望する。

(ア) 詳細な駅位置・ルートを早期に決定できるよう、国等において体制強化を図り、科学的知見に基づく情報発信を念入りかつ重点的に実施するなど、沿線自治体に

丁寧な説明を行いながら、地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くすこと。

- (イ)併せて、費用対効果を早期に示すとともに、安定的な財源の確保について検討を加速し、着工5条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の拡充・重点配分、貸付料の前倒し活用や算定期間の延長、既設新幹線譲渡収入の活用、必要に応じ、財政投融资の活用により、敦賀・新大阪間の建設財源を早急に確保すること。
 - (ロ)沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。
 - (ハ)沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。
 - (ニ)「北陸新幹線事業推進調査」について、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決すること。また事業費抑制に努め、詳細な駅位置・ルートの設定時期も含め、認可・着工及び全線同時開業に向けた具体的なスケジュールを早急に明らかにするとともに、早期整備に向けて、特に工期の長い駅部の工期短縮に最大限努力すること。
 - (ホ)広域交通ネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される新大阪の駅位置については、先般、既存駅の南側地下に配置されることが示されたが、今後の詳細な検討に当たっては、既存の新幹線や在来線との乗換等の利用者利便性等を考慮すること。
 - (ヘ)地方負担については、より一層のコスト削減を図ること、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること等により、沿線の自治体に過度の負担が生じないようにするとともに、地方負担の在り方についても検討を行い、地方負担の最小化を図ること。
 - (ヘ)敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線は存在しないと考えており、現にこれまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県内の在来線や大都市近郊区間が、並行在来線として取り扱われた例はない。この考え方を確認すること。
- イ 北陸・関西間の円滑な流動の確保
- 金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、北陸・関西間の円滑な流動が確保されるようスムーズに乗り継げるダイヤの設定や料金負担の軽減、強風等による JR 湖西線の運休対策など、利用者の利便性向上を図ること。

⑤リニア中央新幹線の早期開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を1時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靱化の観点からも極めて重要な社会基盤である。令和5年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても「国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」であり、「三大都市圏が、リニア中央新幹線の段階的開業を経て約1時間で結ばれる」と明記され、本計画をはじめ、日本再興戦略等の国計画において、「リニア中央新幹線の早期整備」が位置付けられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、リニア中央新幹線の早期整備・活用を図ることや、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図ることが位置付けられた。また、令和5年12月に東海旅客鉄道株式会社より、名古屋・大阪間の環境影響評価に着手したことが公表され、令和6年6月の骨太の方針においては、「全線開業に係る現行の想定時期の下（最速2037年）、適切に整備が進むよう、環境・水資源の状況や建設主体の財務状況を厳格にモニタリングし、必要な指導及び技術的支援を行うとともに、名古屋以西について、駅の整備に関する検討の深度化など、整備効果が最大限発揮されるよう、沿線自治体と連携して駅周辺を含めたまちづくりを進める」ことが明記された。

このことから、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき着実に事業が進むよう、関係者間の調整を円滑かつ迅速に進めること。さらに、名古屋・大阪間について、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して加速させるとともに、環境影響評価法に基づく手続を地元調整も含め丁寧かつ迅速に進め、詳細なルート及び駅位置を早期に確定し、全線開業時期の8年の前倒しが確実なものとなるよう、一日も早い着工・全線開業に向けた整備を促進すること。

⑥高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施

令和6年6月の骨太の方針において、基本計画路線に関し、「地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う」と明記されている。災害時におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸・太平洋新国土軸をはじめとする国土軸の形成、在来幹線鉄道的高速化及び東京一極集中を是正する地方創生の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置付けられたままとされている四国新幹線、四国横断新幹線、山陰新幹線、北陸・中京新幹線について、整備計画への格上げに必要な法定調査を早期に実施すること。併せて、関西国際空港への高速アクセスの確保の早期実現を図ること。

⑦持続可能な社会資本の維持管理の推進

- ア 人口減少下においても、持続可能な維持管理体制を構築できるよう、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラマネジメントを推進するための支援を行うこと。
- イ 今後、老朽化施設の割合が増加することから、平常時はもとより災害時にも施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化対策に必要となる国庫補助事業費等を確保するとともに、地域の将来像に基づき実施する施設の集約・再編、撤去や、現在、地方単独費で実施している施設の定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新等を国庫補助事業の対象に加えること。
- ウ 令和8年度までの時限措置である公共施設等適正管理推進事業債について、制度の延長、公用施設を含め対象の拡充及び交付税措置率の引上げを図ること。
- エ スポーツ・文化施設等をはじめとした公共施設の老朽化が課題となっているため、長寿命化に資するための調査・点検及び施設改修に対する財政制度の充実を図ること。

⑧公共交通の維持等に対する支援

利用者の大幅な減少や、運転士不足を理由に実施、検討されている公共交通の減便や路線見直しなどは、府県市民の生活基盤を揺るがしかねず、関西全体の活力低下につながりかねない大きな事態であるため、人口減少等で収益の低下しているバス・鉄道・航路・タクシーといった交通事業者に対し、処遇や労働環境の改善により職種の魅力を向上させるとともに、将来にわたる運行の安定維持につながるよう事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

交通空白地を抱える地域、大規模イベントの開催による一時的な需要増への対応が必要な地域など、地域の実情は様々であり、国において、「交通空白」解消本部の設置や日本版ライドシェアの各種バージョンアップ等が行われているところである。大阪・関西万博の開催地である大阪において措置された緩和策に加え、各地域において実施されている様々な取組などの検証結果も踏まえ、ライドシェア制度の導入が必要と考える地域が、その実情に応じ、課題解決に資するような柔軟で多様なライドシェアを実現できるよう、引き続き国において、法制度を含めて事業の在り方の議論を進めること。

また、国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国が鉄道事業を国民にとって重要な社会インフラとして明確に位置付け、国の責務において強力な財政支援を含め、全国の鉄道ネットワークの維持・活性化に必要な対策を早急に講じること。とりわけ、JR ローカル線を含む地域鉄道の路線の維持・活性化に取り組む地方公共団体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。さらに、JRを含めた鉄道事業者においては、運転士などの人材不足を理由として、一方的な減便や

駅の無人化など、更なる利用者減を招くサービスレベルの切下げを行うのではなく、運行本数をはじめ地域に求められる一定の利便性を確保するよう、国において必要な対策を行うこと。

⑨在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等

「大阪・関西万博」や「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」の開催等を契機として、国内外から観光誘客を積極的に行うとともに、都市との地域間格差の是正や地域の振興を図るためには公共交通の高速化が重要であることから、JR を含む在来線の高速化に向けた国の助成制度の拡充等を行うこと。

2 地方創生の推進

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、財務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関西広域連合は、東京一極集中からの脱却を図り、国土の双眼構造への転換による「この国のかたち」の再構築を念頭に、様々な広域課題に取り組んでおり、このような歩みを進めることこそが地方創生につながる。政府において、地方が自らの実情に即して主体的に行動できる仕組みをつくるため、関西広域連合は、地方を創生する政策の方向を明確にし、特に重要と考える施策について、次のとおり提案する。

(1) 人・企業・大学等の地方分散の推進

①企業の本社機能等の地方への分散配置促進のための税制措置等の充実

ア 東京圏へ集中する企業立地の是正に向けた取組の実施

- (ア) 本社機能を有する事業所や工場等の立地については、人口増加の誘因となることから、東京圏での当該施設の立地を抑制する制度を創設すること。
- (イ) 企業の本社機能等の地方への移転を促進するため、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、東京圏以外の地方の法人税率を低くするなど税制上の優遇措置の拡充等を行うこと。
- (ウ) 地域活性化や人口の流出抑制を目的として、府県や市町村が個人住民税及び法人住民税を引下げた場合、国による減収補填を行うこと。

イ 人口分布の是正に向けた取組の実施

東京圏に集中する高度人材の地方への還流促進に対する支援制度を充実すること。

②市街化調整区域等における土地利用の推進

次世代成長産業等の立地促進に向け、市街化調整区域などにおける規制緩和も含めた迅速かつ柔軟な土地利用を可能とする仕組みについて検討を行うこと。

③大学・試験研究機関等の地方移転の促進

首都圏の大学、試験研究機関等の地方移転に対する支援制度の創設（工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野の首都圏大学キャンパスの地方移転や地域課題の解決を命題とした学部の新設、首都圏と地方圏の大学の単位互換制度の導入（包括協定等）等）

(2) 地域の魅力づくりの促進

地域活力の再生を図るため、都市の戦略的形成や多自然地域での心豊かなライフスタイルモデルへの支援を基本に、関西広域連合は、高齢化が進むニュータウンや人口減少が著しい多自然地域等における地域構造とライフスタイルモデルの方向を明確にすることとしているが、各地域が、適宜、これを踏まえた魅力ある取組を行っていきけるよう、以下の施策を講じること。

①地域活力の再生に対する総合的な支援

- ア 住民が主体的に取り組む地域活性化への支援制度の拡充（住民主導による土地利用等の計画策定やアンテナショップの開設など都市との交流事業等の具体的取組への助成、地域おこし協力隊の充実など人的支援、地方での新たなチャレンジを支援するための創業支援制度の創設等）
- イ 間もなく団塊の世代が相続期を迎えるに当たって高齢者が居住する持ち家の早期の流通促進やテレワークなどによる働き方の変化等に伴う二地域居住の推進、さらに、多様化する生活スタイルに対応し、子育て世代への経済支援等につながる「リバースモーゲージ制度」活用時の資産価値の下落等のリスクに対する公的保障制度の創設
- ウ 地域おこし人材の活動と育成に対する総合的な支援（「地域おこし協力隊」の対象地域の拡大及び地方独自の類似制度への支援）
- エ テレワークの普及や地方回帰志向の高まり等社会の変化を踏まえ、首都圏への人口集中を是正するため、個人の希望に応じた若者、高齢者の UIJ ターン等地方への移住・定住に対する支援と合わせ、テレワークやサテライトオフィス、ワーケーション、兼業・副業（複業）といった関係人口の創出のための各種取組への支援

②空き家の円滑な利用促進への支援

- ア 空き家の改修・空き地の活用及び流通促進に対する支援制度の拡充
- イ 空き家の除却跡地の固定資産税軽減など税制支援の充実
- ウ 空き家のある土地に対する固定資産税等の住宅用地特例の適用の除外
- エ 一部居住のある長屋の空家部分の空家特措法への位置付け
- オ 特定空家等への略式代執行や応急的な危険回避のための措置に対する財政支援制度の拡充等
- カ 税情報利用以外の空家等所有者の特定方法の構築
- キ 公告手続の簡素化
- ク 地籍調査予算（国土調査法）の確保

③大都市・拠点都市の戦略的な形成への支援

- ア 再開発ビルの建設・改修や入居を支援する税制度等の充実
- イ ニュータウンの再生に関する支援制度の創設及び既存の都市再生等に係る支援制度のニュータウン地域への補助率上乘せ
- ウ 多様なサービスの提供主体の活動拠点となる施設整備・改修に関する規制緩和

④多自然地域での心豊かな暮らしへの支援

- ア 光ファイバーケーブルや利便性と安全性を兼ね備えた公衆無線 LAN 環境の整備促進と支援策の充実
- イ 公共交通のネットワークの再構築、路線バス、コミュニティバス及び地域の実情に応じた多様な生活交通手段の維持・確保、利便性向上への支援制度の更なる充実
- ウ 都市部との教育環境格差是正のための支援制度の創設
- エ 新規就農者等への住居、農地を貸与する支援策への助成制度の創設
- オ 魅力ある林業の展開・人材育成に対する支援制度の拡充、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策」及び「林業・木材産業循環成長対策交付金」の予算確保
- カ 既存の過疎、半島振興等の条件不利地域の振興策の強化（交付金及び起債制度の充実）

(3) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築

①ライフステージごとの一貫した切れ目のない少子化対策の充実

- ア 地方が地域の実情に応じて実施する施策（独自に取り組む結婚支援策や周産期医療体制の整備、地域ぐるみの多様な子育て支援、仕事と育児の両立支援等）への支援
- イ 待機児童の解消に向けた施策の充実
 - (ア) 認可保育所等の設置基準について保育の質、安全性の確保を前提として、地域の実情やニーズに応じて弾力的に運用できる制度への見直し
 - (イ) 賃貸物件による保育の受け皿拡大を推進するため、公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準への見直し
- ウ 「地域少子化対策重点推進交付金」の更なる補助率の引上げ及び対象要件の緩和並びに恒久的制度の確立
- エ 2人以上の子どもを持つ世帯に対する負担軽減（幼児教育・保育無償化等）
- オ 保育士など児童福祉施設等職員や放課後児童支援員等の確保のための処遇改善や人材確保策の実施

- (ア) 1歳児の職員配置基準改善の早期実現（基準化）
- (イ) 1歳児の保育士等の配置改善加算の加算要件を撤廃
- (ウ) 保育士加配の拡充の早期実現
- (エ) 他産業と遜色ない水準までの賃金向上
- (オ) 処遇改善等加算の簡素化及び充実（平均勤続年数12年以上の新設等）
- (カ) 放課後児童クラブ運営費補助の充実

②幼児教育・保育の無償化の適切な実施

- ア 指導監督基準を満たさない認可外保育施設等における質の確保・向上に向け、国において対策を講じること。
- イ 幼児教育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、こども家庭庁及び文部科学省並びに地方公共団体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場が設置されているが、制度を設計するなど特に地方公共団体に影響があるものは、必ず協議の場において議論すること。

③学校給食費の無償化

少子化の進展など社会情勢が変化する中、子育て世代の経済的負担を軽減するため、教育の根幹に関わる給食制度の格差が生じることがないように、国の責任で学校給食費の無償化の恒久的な財源措置を講じること。

④高等学校等就学支援金制度の拡充

高等学校等就学支援金制度について、支援額の増額を行うなど、国の責任と財源において確実に教育費の負担軽減を進めること。加えて、府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じること。

⑤全国一律の子ども医療費助成制度の創設

所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。

⑥質の高い教員確保のための施策の推進

- ア 教育の質の向上や多様化・複雑化する教育課題の対応及び勤務環境の改善に向け、小学校教科担任制の拡充、中学校における少人数指導等のための教員の配置拡充を着実に実施するとともに教職員定数を改善し支援スタッフの配置を充実すること。

イ 教員に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を踏まえて、教職調整額の引上げ等、教員の処遇改善を着実に実施するとともに、地方に財政負担が生じないよう、国の責任と負担により確実な財政措置を行うこと。

ウ 実効性のある働き方改革の取組による教職の魅力向上に加え、教員のなり手不足を解消するため、奨学金補助制度を充実させること。

⑦高等教育の負担軽減

高等教育の修学支援新制度や、「こども未来戦略」において盛り込まれた高等教育費の負担軽減策の着実な実施のみならず、高等教育の更なる費用負担軽減策や、若者に対する奨学金返済支援策等、修学に係る経済的負担軽減策の充実を図ること。

⑧コミュニティ再構築への支援

防災、防犯、介護、生活支援、子育て支援、都市・農山漁村交流、移動支援等のコミュニティが担う多様なサービスをワンストップで提供する「地域づくり主体」の立上げ及び運営に対する総合支援制度の創設（初期投資や安全・安心サービスの提供など公共的な要素が強いサービス運営への重点的な財政支援、高齢者への生活支援や地域おこし協力隊の充実などの人的支援）

⑨超高齢社会への対応

ア ICTを活用した高齢者が安心して住める環境づくりへの支援制度の充実（遠隔医療システムの整備、ICT利用による高齢者の位置確認、地上デジタル放送や情報通信基盤の利活用に加え、マイナンバーなども活用した災害情報システムの整備等）

イ ICTを活用した高齢者の働く場の充実

ウ 地域別、診療科別需給状況等、都道府県ごとの地域実情を踏まえた医学部入学定員増など、国の責任による医師の適正な配置がなされる仕組みの構築

エ 医療提供体制の地方への権限移譲（地域の実情に応じた病床の確保に関する権限、健康保険法及び国民健康保険法に基づく保険医療機関の指定・指導権限）

オ 首都圏から地方への移住を希望する都市の高齢者に対応できる制度の充実（受入れ市町村の医療・介護に係る財政負担の増大を招かないための制度改正等）

カ 福祉・介護人材の確保のための処遇改善

(ア) 介護従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる抜本的拡充に必要な財政措置を講じること。

(イ) 処遇改善加算制度の拡充（介護支援専門員・相談支援専門員等への対象拡充）

キ 基本報酬が引き下げられた訪問介護等をはじめ令和6年度の介護報酬改定の影響を踏まえた必要な措置の検討

⑩多様な主体の社会参加促進や魅力ある働き方・職場づくり

ア 女性・若者や高齢者・障害者等が働く環境の基盤整備などの推進

イ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく企業の取組促進をはじめ、地域における男女共同参画社会の実現に向けた風土づくりや、長時間労働の是正などのワーク・ライフ・バランスの推進、仕事と子育てや介護などの家庭生活を両立できる仕組みづくり等について、地方公共団体の主体的な取組を加速するため、地域の実情に合わせた独自の施策展開を継続的に支援する、「女性活躍応援基金」の創設

ウ 東京都が創設し、経済産業省において、JIS化されたヘルプマークについて、効果的な普及啓発の施策を講じること。

エ 物価上昇に負けない賃上げが持続的に可能となるような環境整備と併せて、男女間及び地域間における賃金格差の是正、短時間正社員など多様な正社員制度や時短勤務の推進、男性の育児休業取得の推進等について、業界団体の理解も得ながら支援策を充実・強化し推進すること。

オ 地方公務員においても、地域の実情に応じた兼業・副業の弾力化や、会計年度任用職員の処遇改善を含む在り方の見直しを推進すること。

⑪アンコンシャス・バイアスの解消

ア 誰もが活躍できる地域づくりに向けて、子ども・子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、障壁となっている固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込みへの気づきを促すなど、普及啓発・意識醸成に向けた国民運動的な取組展開を図ること。

イ 地方においては、地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するため、男女共同参画センター等の拠点の整備・機能強化等を進めているところであり、地方が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組が更に促進されるよう、国としても財政支援強化を図ること。

⑫外国人の受入れ環境の整備

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の推進に当たっては、地域の実情や課題等を踏まえ、国と地方公共団体の役割を明確にした上で、着実に実施するとともに、地方公共団体が実施する施策に対して必要な財源措置を行うこと。

また、外国人の受入れ環境の整備に関する取組については、人材が都市部に偏在することのないよう実効性のある偏在解消策を打ち出すとともに、地方公共団体や実際に地域で外国人を受け入れている関係者の意見を反映させるなど、より実情に即した効果的な施策となるよう、常に改善を図ること。

併せて、外国人受入環境整備交付金について、一元的相談窓口を継続的かつ安定的に運営することができるよう、国の責任において必要な財政措置を着実に行うこと。

日本語でのコミュニケーションが難しい外国人に対し、一定の日本語能力が習得できるよう国の責任のもと学習機会の提供や学習支援を実施すること。

また、外国人が日本語の学習を通して生活や文化、地域との交流を図ることができるよう、地域日本語教室や日本語学習支援者に対する必要な財政支援を継続的に実施していくこと。

なお、技能実習生に対する日本語教育については、企業から、ボランティアが中心となり運営している地域日本語教室に受入れを依頼されるケースが非常に多い。地域日本語教室が技能実習生に対する日本語教育の受皿となっており、運営が圧迫されている現状があることから、企業又は監理団体の責任において、技能の習得に係る日本語教育が実施されるよう、対策を講じること。

さらに、病気やけがの際、外国人が安心・安全に医療機関を受診することができるよう、医療機関における多言語対応能力の構築や強化に必要な財政支援を行うこと。

(4) 中山間地域の生活環境確保（買物、交通、医療等）

①中山間地域の買物環境の維持・確保

中山間地域の買物環境の維持・確保に向け、国・府県・市町村が一体となり、引き続き地域の実情に応じた包括的で柔軟な支援を行うこと。

②中山間地域における交通体系の維持・確保

ア ドライバー確保やタクシー助成など、地域の実情に応じた財政支援を拡充すること。

イ AI オンデマンド交通や自動運転をはじめとする交通 DX など、中山間地域の生活交通としての実装支援を拡充すること（積極的格差是正）。

③中山間地域における医療提供体制の確保

地方は医師実数が少なく、また、医師の高齢化も進む中、地域偏在・診療科偏在に加え、働き方改革の影響などにより、特に中山間地域の医療機関においては医師をはじめとする医療人材の確保が喫緊の課題となっていることから、中山間地域の医療人材が安定的に確保されるよう支援を充実すること。

ア 恒久定員の増員を含めた一定水準の地方の大学医学部定員の担保

イ 過疎地域等における民間診療所の新規開設・事業承継に係る設備整備支援制度の創設など、過疎・中山間地域の医療機関に対する国庫補助事業の更なる拡充

- ウ 地方における医師確保の取組（医師の共同雇用、義務年限を終了した地域枠医師の定着対策等）に対する支援
- エ 遠隔診療の推進に向けた取組の充実（国民の理解促進、医療機関に対する財政支援の充実、規制改革等）

④中山間地域の生活環境確保

買物環境、地域交通、医療等の重要な社会生活基盤の持続可能な環境整備に向けた「新しいまちづくり」モデルを構築・支援すること。

(5) 地方創生を支援する仕組みづくり

①地方創生に必要な財源の措置

地方創生の実現に向け、地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取組を進められるよう、必要な財源について措置するため、国から地方への税源移譲も含め、制度の見直しを行うこと。

②地域創生を総合的に支援する制度の拡充・創設

自由度の高い特別な地方債「地域創生事業債（仮称）」の発行とその元利償還金に対する交付税措置制度など、財政措置を講じること。特に、スポーツ・文化の振興は、交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果たすことから、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への支援と同様に、2027年5月に開催するワールドマスターズゲームズ2027 関西に向けて各地域で拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図るための措置を講じること。

③新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の制度改善

ア ソフト事業について

ソフト事業については、地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組を支援する自由度の高い交付金として、地方創生を深化するためのものであるにもかかわらず、用途の制約があるなど、十分使い勝手の良い制度設計となっていない。

以上のことから、以下のとおり要請する。

- (ア) 制度を運営する国において、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、対象経費の制約をなくすことや地方公共団体ごとに設定される交付上限額を引き上げるとともに、個人給付が認められている移住・起業・就業型と同様にソフト事業においても個人への給付事業を対象とするなどの制度改正を行うこと。

(イ) 複数年度にわたる事業に対応できるよう基金造成を可能とすること。

イ 拠点整備事業について

拠点整備事業については、平成 28 年度の創設以降、毎年度補正予算により措置されてきたところ、令和 2 年度からは複数年度にわたる事業にも対応できるよう当初予算でも一部措置されているが、当初予算での措置を今後も継続するとともに、地方において自主的・主体的な地域拠点づくりに取り組む多くの施設整備事業に活用できるよう予算を拡充し、要件緩和を図ること。

さらに、拠点整備事業では整備対象が地方創生の充実・強化に向けて効果の発現が期待できる施設とされているが、地方の事情を尊重したものとなっていない。このため、予算措置に当たっては、既存施設の有効活用という観点から、地方創生に向けて効果の見込まれる場合などは、既存施設の修繕や既存設備の更新等を交付対象とした自由度の高い交付金とすること。

ウ 両タイプに共通する事項について

地方創生の本格的推進に向け、地方創生の実現に必要な制度の見直しが実現されるまでの間は、地方が創意工夫を凝らして新たに着手する取組に対応できるよう、十分な規模の事業費を確保し、求められる地方負担を撤廃するなど更なる拡充を図ること。

併せて、広域の取組を推進し、特に府県と市町村の広域連携を推進していくため、事業主体となる出資法人を両交付金の交付対象者に含まれたい。

また、地方創生の実現に必要な要素を一般的でわかりやすい認定基準として設定することにより、各地方公共団体が、より具体的で効果的な施策検討を実施する動機付けとなる制度に改善していくとともに、個々の申請事業の審査過程を明確に示し、採択又は不採択とされた理由をわかりやすく示すこと。採択基準の設定については、地方公共団体の取組意欲を失わせることなく、地域の実情を踏まえた自主的な取組を推進できるものとする。

さらに、地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、手続を簡素化した上で、地方版総合戦略に定める数値目標・重要業績評価指標の向上に効果を発揮するものについては、交付対象経費の制限を緩和するなど、地方目線に立った自由度の高い制度とすること。

加えて、交付金事業の計画変更を随時受け付けるとともに、変更交付決定までの期間を短縮するなど、事業が円滑に執行できるよう、地方の実情を踏まえた、より弾力的な制度とすること。

(6) 「地方創生 2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

① デジタル・新技術の徹底活用による地方の活性化の推進

地方創生の実現に向けたデジタル分野の環境整備や人材育成など、地域の課題解決のため、自治体が更に取り組を推進できるよう、引き続き、交付金の拡充など財政的支援を行うこと。

また、単独でのデジタル人材確保・育成が容易でない自治体もあることから、国と自治体や自治体同士、官民交流等、幅広いデジタル人材のシェアや交流等の取組についても、財政面等で支援を行うこと。

なお、地方創生にとって、デジタル化は一つの手段であって、デジタル化により課題が全て解決するわけではなく、国はデジタル化以外の取組も含め包括的に地方を支援すること。

加えて、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、居住地域や年齢、経済状況などにより不利益を被ることがないように、デジタル・ディバイド解消に向け取り組むとともに、自治体の行うデジタル・ディバイド対策に対する財政的支援を拡充すること。

② 行政のデジタル化の推進

ア 地方公共団体情報システムの標準化の推進

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、現在進められている基幹業務に関するシステムの標準化について、国においては、令和6年12月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が変更され、令和8年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」について、国として積極的に支援することが明確化されるとともに、デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、令和13年3月31日までの延長が検討されている。

国においては、引き続き、自治体が標準化を行う上で必要となる情報提供を速やかに行うとともに、基幹業務システムの移行に要する費用及び基幹業務以外の関連するシステムの改修費用や標準化移行後のランニングコスト等、システム標準化により派生する様々な自治体の負担に対する十分な財政的支援を確実に行うこと。また、移行期限が近づく中、パッケージベンダ等との調整などは、自治体側での個別対応に限界があることから、円滑かつ安全な移行の実現に向けた、課題解決を積極的に行うこと。

併せて、「特定移行支援システム」については、各自治体がおかれている状況等を十分に勘案して、移行完了期限等について柔軟に対応するとともに、十分な財政的支援を行うこと。

なお、自治体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組にも少なからず影響を及ぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることのないよう、自治体の意見を丁寧に聞き、真に住民サービスの向上や行政の効率化につながるものとする。特に、全国一律の制度やシステムの導入に当たっては、全国的な IT 技術者のひっ迫の状況も考慮し、マイナンバー制度や情報システムの標準化・共通化に係る経緯を踏まえ、例えばモデルとなる団体や地域において十分な研究・検討を行った上で全国に展開するなど、限りあるリソースの有効活用に努めること。

イ 国が主導する共通化（いわゆる共通 SaaS）の推進

国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、ソフトウェアサービスとして提供することで、地方公共団体はシステムを所有するのではなく、複数の団体と同じシステムを利用する形でサービス提供を受けるもの（いわゆる共通 SaaS）の推進に当たっては、自治体の実情や意見を十分に踏まえながら進めること。

併せて、地方自治体独自の取組や既存システムから共通 SaaS への移行に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

ウ 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において示された重点取組事項の実現

総務省において、令和 7 年 3 月に改定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第 4.0 版】」において示された重点取組事項（自治体フロントヤード改革の推進、自治体の情報システムの標準化・共通化、公金収納における eL-QR の活用、マイナンバーカードの普及促進・利用の推進、セキュリティ対策の徹底、自治体の AI・RPA の利用推進、テレワークの推進）等について、当該計画に基づき都道府県も含めた全ての自治体において実現できるように、必要な技術的・財政的支援を確実に実施すること。

加えて、国が当該計画の重点取組事項等を進めるに当たっては、自治体からの意見を踏まえ、国と自治体のシステムが確実に連携できるよう措置を講じること。

また、当該計画の推進体制の構築に掲げられているとおり、デジタル人材の確保・育成が課題となっており、デジタル人材の確保・育成に向けた取組を国として強力に推進すること。

エ マイナンバー制度の適正な運用

マイナンバーの紐付け誤りを防止するため、各業務システムと住基システムとのマイナンバー自動連携機能の導入やシステム改修等に必要な技術的・財政的支援を実施すること。

また、住民がマイナポータル等を利用するに当たり、自治体窓口に対しサポートを求めることが多いため、マイナポータル閲覧に係る支援や端末の設置等に係る経費について、国において、十分な財政的支援を実施すること。

加えて、マイナンバーカードを活用したサービスの拡大に伴い、自治体窓口での業務が増加することから、業務を適正に運用するために国において必要な財政的支援を実施すること。

③ 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

遠隔医療、学校のICTも含めた遠隔教育、防災、スマート農林水産業、中小企業や地場産業の革新など地域課題を解決し、地方においても都市部と同様の社会経済活動を可能とする環境整備を図るとともに、これを可能とする5Gサービス等の情報通信基盤整備を積極的に進めるための措置を講じること。

また、デジタル技術や情報通信基盤を活用した新たな感染症への対策や、テレワーク・リモートワークをはじめとする働き方改革の推進について支援すること。

④ GIGA スクール構想の推進

ア 「GIGA スクール構想」の推進に向け、学校のICT環境については、初期整備に限定せず、セキュリティ対策を含む環境を改善・維持・運用するための経費、児童生徒や教職員数の増加による追加用端末についても国庫補助の対象に加え、端末更新にかかる補助基準額の増額などの財政的支援を行うこと。

イ 義務教育課程における児童生徒1人1台端末の更新に関する補助制度において、故障対応のための予備用端末を児童生徒の15%まで補助対象とするとされているが、自治体の利用実態等を踏まえ、上限を撤廃し、故障機に対応するために要する費用の全てを補助対象とすること。

ウ 端末の性能についても調達後5年間の快適な利用に耐えうる性能を確保するため、最低スペック基準を固定化することなく、継続的な見直しを続けるとともに、必要とする性能をもつ端末の価格に応じた適切な補助を行うための予算確保に努めること。

エ 国庫補助の対象となっていない学習用クラウドサービス、高等学校段階での活用に十分な性能を持った高等学校生徒1人1台端末及び指導者用端末の整備、家庭学習のための可搬型通信機器（LTE通信）及び通信費等への対応等について、新たな国庫補助制度の創設など財政的支援を行うこと。

オ 「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」で追加されたヘルプデスクの設置等を含め、計画に示されたICT環境の水準の達成に必要な財政措置について、引き続き継続・拡充を行うとともに、ICT支援員の配置基準について、1校1人配置とする等の見直しと財政措置の拡充を行うこと。

カ 新設された「GIGA スクール構想支援体制整備事業」においては、都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務 DX 環境の整備支援についても、補助要件の緩和を行うこと。

3 地方分権改革の推進

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省

国民が求める成長と豊かな社会を実現していくためには、地方分権改革を進めることにより、我が国の統治構造を、地方の疲弊と災害等に対する脆弱性を生んでいる中央集権体制から、地方公共団体が相応の権限と責任、及びこれに応じた財源を備える自立分権型に変えていくことが不可欠である。

このような認識の下、関西では、国と地方の二重行政を解消し、地域における広域課題を自らの意思と責任で解決するため、域内府県・政令市で構成する日本で最初、唯一の「広域行政ブロック単位の広域連合」（各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。）である関西広域連合が府県域を越える広域行政の取組を積み重ねてきた。これらの取組は、第33次地方制度調査会答申においても評価されたところである。

この関西広域連合の役割を抜本的に拡充し、都道府県域を越える広域自治体行政の強化をはじめ、地方分権改革が着実かつ迅速に推進されるよう、次のとおり提案する。

(1) 国と地方の関係の再構築

①地方分権改革に関する抜本的な議論の開始

現在の国と地方の関係は、責任と負担の所在が必ずしも一致しないなど、相互依存・もたれ合いの状況にある。この関係から脱却し、真の分権型社会を目指すため、国の役割は国家の存立に関わる事務等に限定し、それ以外は財源も移譲した上で全て地方が担うという自己責任の原則に基づく国と地方の役割分担を基本として、憲法改正も視野に、地方と十分な協議を行いながら、国と地方の役割分担の明確化と地方分権改革に関する抜本的な議論を開始すること。

②立法プロセスへの地方の関与

地方分権を強力に推進していくためには、立法プロセスに地方公共団体が適切に関与していく仕組みが必要である。例えば、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」又は調査会を設けるなど、国会の中に地方の声を反映させるシステムを構築すること。

③広域連合への負担金に関する地方財政措置

広域連合が処理する広域事業に必要な経費として構成団体が拠出する年度ごとの負担金（分賦金）について、新たな行政需要に要する経費として地方財政措置を行うこと。

(2) 「関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組み」の設置

第33次地方制度調査会答申においては、設立以来10数年にわたり府県域を越えた広域的な課題への対応に取り組んできた関西広域連合の実績が評価され、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たり、東京圏の都県等と国とが協議により調整を行う枠組みが考えられるのと同様、関西圏についても「新たに何らかの枠組みを設けることも考えられる」との記述がなされた。

同答申を踏まえ、大規模災害や感染症まん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生時への対応及びそれらの事態に関連する広域課題への対応について、関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みを設けること。

さらに、平時からの広域課題についても、関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みを設けること。

(3) 「広域行政ブロック単位の広域連合」への国の事務・権限の移譲を促進する仕組みの法制化

平成5年の第23次地方制度調査会答申を受けて創設された広域連合制度を活用し、全国初の「広域行政ブロック単位の広域連合」として関西広域連合が設立されてから10数年が経過したが、この間、国からの関西広域連合への事務・権限の移譲、関西以外の「広域行政ブロック単位の広域連合」の設立のいずれに関しても全く進展が見られない。

同答申から30年余りが経過した今、改めて制度趣旨を踏まえて広域連合制度を見直し、全国各地の「広域行政ブロック単位の広域連合」が地域の強みや実情に合わせた独自の施策を広域的に展開できるよう、以下に掲げる抜本的な制度拡充を行い、都道府県域を越える広域自治体行政を強化すること。

①「広域行政ブロック単位の広域連合」が担う役割の法制化

広域連合制度は、広域行政需要への対応と権限移譲の受入体制整備という趣旨の下に創設されたが、現行法制上、国と地方の役割分担として「国—都道府県—市町村」という行政体制が前提とされ、行政事務・権限の配分において「広域行政ブロック単位の

広域連合」の存在が顧慮されていないことから、国の事務・権限の移譲が全く進んでいない。

国と地方の関係の再構築に向けて地方分権改革に関する抜本的な議論を行い、国と地方の役割分担の中に「広域行政ブロック単位の広域連合」を法的に位置付け、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることを法制化すること。

②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

「広域行政ブロック単位の広域連合」が国に権限移譲を要請できる事務は、「当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部」に限定されており、構成団体から広域連合に密接に関連する事務を持ち寄るための広域連合規約の変更等、広域連合側に相当な負担を求めている。その一方で、要請を受けた国側の処理スキームは全く整備されておらず、要請に対する協議に応ずる義務もなく、回答する義務も要請を受け入れない理由を公表する義務もない。

このように、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであり、実質的に行使に着手できない制度となっていることから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等を明確化すること。

併せて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとすることを明確化すること。

③国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区（仮称）」及び「実証実験要請権」の導入

広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区（仮称）」を導入すること。

併せて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」を導入すること。

(4) 国からの事務・権限移譲の推進

①地方分権改革に関する「提案募集」への対応

府県域を越える広域的な行政課題に対応してきた関西広域連合の実績を踏まえ、関西広域連合の国からの事務・権限の移譲等に係る提案については、財源確保等の必要の措置を含め、その実現を図ること。

②提案募集方式の見直し

ア 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等

提案募集方式について、分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。

なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。

- (ア) 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。
- (イ) 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方公共団体への選択的な移譲を積極的に進めること。

イ 地方分権改革有識者会議の機能強化

地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、国と地方の関係を再構築する観点から、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行える権能を付与すること。そして、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。

また、当該審査に当たっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組みを設けること。

ウ 広域連合への権限移譲の検討

- (ア) 広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲を求める提案に関しては、具体的な支障事例がなくても関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。
- (イ) 「地方分権改革の総括と展望」(地方分権改革有識者会議 平成 26 年 6 月 24 日)において「国から都道府県に事務・権限を移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するに当たり、当該権限が 2 以上の都道府県に跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

エ 提案募集方式に係る手続の見直し

- (ア) 関係府省との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く関係府省との調整対象とすること。
- (イ) 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。
- (ウ) 関係府省の第2次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。
- (エ) 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。

③地方分権改革の新たな推進手法の提案

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

ア 国と地方の協議の場における分科会の設置

- (ア) 国と地方の役割分担を見直し、「大括り」の事務・権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野ごとに設置すること。
- (イ) 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、府県域を越える地域ブロック固有の行政課題を解決するための分科会を設置し、国と都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方との役割分担等についても協議を行うこと。

イ 国と関西広域連合との共同事務処理の推進

国の出先機関の専門性・実績と関西広域連合の関西に根付いた組織・ネットワークなどを一体となって活用し、共同で事務を進め、国の政策に地方の特色や主体性を最大限に活かし実現していくことが必要である。このため、関西に関する国の計画策定や、大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、関西広域連合と国が共同して実施することが適当なものについて、関西広域連合からの要請により共同処理できる枠組みを創設すること。

4 地方税財政制度の充実・強化

【担当省庁】内閣府、総務省、財務省

引き続き、臨時財政対策債へ依存せずに常態化している地方の財源不足を解消し、持続的な財政運営を可能とするため、地方税源の拡充や国と地方の税源配分の見直しと併せ、地方交付税の法定率の更なる見直しや、所得・資産・消費のバランスの取れた税制の構築など分権型の地方税財政制度の構築に取り組むこと。

(1) 地方一般財源総額の確保

令和7年度地方財政計画における地方一般財源総額は前年度から1.8兆円増額した67.5兆円となり、臨時財政対策債は制度創設以来初めて新規発行額が計上されないことになり、残高も大きく縮減しているものの、財源不足額は依然として巨額であり、引き続き、地方にとって非常に厳しい財政環境となっている。

長引く物価高騰に加え、義務的に支出する給与関係経費や社会保障関係経費が増加傾向にあり、地方財政は依然として予断を許さない状況にあることから、引き続き、地方税収の動向を注視し、特に所得税の負担が生じる壁（年収の壁）の見直し及びいわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切な財政措置を講じること。

令和8年度地方財政計画の策定に当たっては、高齢化の更なる進展に伴う社会保障の充実、東京一極集中の是正、国土の双眼構造への転換、地域の経済・雇用対策、防災・減災対策の推進など、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう財政需要を地方財政計画の歳出に全額計上し、必要な一般財源総額を確保すること。

臨時財政対策債については、国の責任により地方交付税の法定率引上げを含めた抜本的な改革によって、廃止すべきであり、臨時財政対策債に依存することなく安定的で持続可能な地方財政運営とすること。

(2) 地方交付税の機能の確保・充実

①地方自治の本旨に則った地方交付税措置

地方交付税については国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

こども・子育て支援の強化をはじめ社会保障の充実、地域社会のデジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組等に伴う新たな地方負担や資材価格の上昇に伴う建設事業費の増嵩を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保するとともに、個々の地方団体レベルで

の一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

なお、地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。

また、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

また、引き続き小規模市町村や条件不利地域等、地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

②国と地方の協議について

地方交付税の見直しを行う際には、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会(仮称)」を設置し、国と地方の協議を十分に経ること。

(3) 地方税源の拡充

地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に対応するため、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税源の拡充を進めること。

Ⅱ 広域的な課題解決

1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

(1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

【担当省庁】内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁

南海トラフにおける巨大地震が発生すれば、広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、平成 25 年 12 月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の目的・基本理念に則り、大規模災害による被害を最小限にとどめるための国と関係地方公共団体が一体となった対応について、次のとおり提案する。

①南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進

南海トラフにおいて発生が予想されている巨大地震について、現在、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき一定の対策が講じられているが、引き続き対策の拡充を図るとともに、事前復興の視点も踏まえた対応を進める必要があることから、以下の措置を講じること。

ア 具体的な予防計画及び事前の復旧・復興計画の早急な提示

イ 事前復興について、国の防災基本計画に明確に位置付け、地方において主体的・計画的に取り組むことができる新たな財政支援制度の創設

ウ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について、他の物資同様、プッシュ型支援の品目に燃料の追加

エ 同計画についての関係府県が独自に実施している被害想定等を踏まえた継続的な見直し

オ 地震防災対策事業に対する財政支援の充実及び確実な財源確保

カ 観測体制の充実・強化及び地震・津波の発生・被害予測の精度向上

キ 観測内容の住民への伝達体制の強化

ク 政府現地対策本部を設置する体制の確保及び具体的な活動内容の明示

ケ 大規模な火災の発生が懸念される密集市街地の解消など、減災のまちづくりの推進

コ 市町村の災害廃棄物処理計画策定の推進、実効性の高い災害廃棄物処理計画とするための計画内容の充実・強化

- サ 大規模な広域防災拠点の追加設置等、防災拠点の充実・強化
- シ 自衛隊の防衛装備品と同様の、国による主体的な物資（防災装備品）の配備
- ス トイレカーやランドリーカー、シャワーカー等を全国から被災地に配備できる支援体制構築
- セ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する判断の目安とするため、自治体の意見を踏まえた上での統一的な考え方の整理・提示

②令和6年能登半島地震を踏まえた災害対策

令和6年能登半島地震により、大規模な土砂崩壊や道路の寸断に伴う孤立地域の発生、通信の断絶、断水の長期化などの課題が顕在化したことを踏まえ、大規模災害への更なる対策強化につなげるため、以下の措置を講じること。

- ア 衛星通信設備や機器の整備と維持、ヘリの離着陸場所の確保、消防防災ヘリコプターの導入・運用など、孤立集落対策への技術的・財政的支援について一層の強化を図ること。
- イ 災害時の緊急物資搬送等へのドローンの更なる活用について検討し、必要な措置を講ずること。
- ウ 緊急輸送道路や港湾施設の強靱化に向けた財政的支援の強化を図ること。
- エ 孤立する地域へ陸路での救助活動が困難となる場合に、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう活動支援体制を強化すること。
- オ 福祉避難所の設備・資機材の整備や受入体制構築の支援を充実すること。
- カ 避難所の環境改善に当たっては、国の経済対策補正により、トイレカーなどの災害用車両や、簡易ベッドなどの資機材導入促進、資機材保管経費の支援などが措置されたところであるが、継続的な財政支援、自治体負担割合の見直し、補助対象範囲の拡充、キャンピングカーやコンテナハウス等の確保など、被災地における自治体応援職員の活動環境の整備に努めること。また、これらを自治体が導入する場合には、当該経費に対する財政支援を行うことなどについて、制度の充実を図ること。
- キ 国が運用する「物資調達・輸送調整システム」について、職員の負担が少なく、ニーズに応じた物資の支援が円滑に行えるようシステムの実効性向上に取り組むこと。
- ク 被災地にトイレカーやランドリーカー等の車両を被災地に配備できるよう、全国の保有数をデータベース化するなど支援体制を構築するとともに、上記車両の被災地への派遣費用を災害救助法の対象とすること。
- ケ 二次避難を円滑に行えるよう国の支援体制を整備すること。
- コ 発災時における様々な人的・物的支援について、予め国・地方の役割分担を定めておくなど効果的な仕組みを検討すること。
- サ 広域的な防災拠点の整備及び広域的な防災訓練の実施に対する技術的支援・財政支援を充実すること。

- シ 総務省応急対策職員派遣制度だけでなく、各省庁等による技術職員等の応援派遣や自治体間の協定等に基づく職員派遣についても、同一の受援自治体において連携が可能となるよう、各省庁間で情報共有を図り支援先を調整すること。
- ス 総務省応急対策職員派遣制度において、一つの被災自治体に対して、複数の自治体が対口支援団体となる場合における、総括支援団体の指揮系統を含めた役割を整理すること。
- セ マイナンバーカードを活用した全国統一の避難者情報集約システムの構築を進めること。
- ソ 住家被害認定調査を迅速かつ効率的に行うために必要なシステムの標準化と、端末等の導入に関わる財政支援を行うこと。
- タ 被害認定調査・罹災証明書交付から支援金等の支給までの業務について、被災市区町村が広域応援を受けても迅速かつ適正に行えるよう、業務の標準化を図ること。
- チ 上下水道施設及び病院等の耐震化や自家発電設備・貯水槽の設置などの災害対策を加速化させるため、必要な予算額を確保の上、交付率の引上げや交付要件の緩和等、財政支援の拡充を行うこと。
- ツ DHEAT や DMAT 等の活動に必要となる装備及び通信機器等に係る費用について財政支援を行うこと。
- テ DMAT、DPAT、DHEAT 及び DWAT 等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で継続的に実施するとともに、受講可能人数を拡大すること。
- ト 災害支援ナースの派遣体制を整備すること。
- ナ 被災地外から組織的に人的支援を実施するため、国が主導する福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築すること。
- ニ DWAT など福祉関係者による支援について、活動経費の負担等に係る法令上の整理をする等、支援体制を強化すること。
- ヌ 被災建築物応急危険度判定について、作業の迅速化・効率化のため、AI による写真画像を基にした判定システムの開発を検討すること。

③地震・津波による被害の防止、軽減

ア 調査研究の推進

津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究の強力な推進

(ア) 科学的調査の速やかな実施等

地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置など科学的調査の速やかな実施、これまで発生した地震・津波の浸水域で行われている津波堆積物調査の充実強化、及びその結果の情報提供

(イ) 日本海における震源断層モデルの継続的な調査・研究等

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」報告書が平成 26 年 9 月に発表され、国において平成 25 年度から実施している「日本海地震・津波調査プロジェクト」が令和 2 年度で終了したが、今回発生した令和 6 年能登半島地震を踏まえ、改めて調査を実施されるとともに、新たに得られた知見に基づく既存の断層モデルに係る調査結果の見直し及び新たな断層モデルに係るより詳細な調査結果を速やかに提供すること。

イ 連携協力体制の整備

地震・津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を図ること。

ウ 教育及び訓練の実施

被害予測の調査研究の成果等を踏まえて、地震・津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じて防災教育、訓練等を実施し、防災・減災意識の高揚を図ること。

エ 「世界津波の日」制定を契機とした防災意識の向上

東日本大震災やスマトラ沖地震など津波による被害は甚大であり、津波の脅威は世界の多くの国が抱える共通の問題であるため、防災意識の向上の取組を一層推進すること。

(ア) 国際的なシンポジウムなどによる啓発イベントの開催

(イ) 国際交流事業の実施

(ウ) 地方と連携した全国的な避難訓練の実施

(エ) 濱口梧陵国際賞の継続的な実施

④激甚化する台風災害等への対策

ア 大規模風水害に備えた情報の提供等

(ア) 高精度な降雨量予測情報の提供

気象庁が公表する降水短時間予報は、メッシュごとに色表示されているが、具体的な数値が示されておらず、避難指示等の判断材料とするには情報が不足している。このため、高精度な降雨量の予測情報を容易に活用できるよう加工して地方公共団体に提供すること。また、土砂災害警戒情報が市町村へ確実に伝達されるよう、提供方法の改善を進めること。

夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに高齢者等避難や避難指示の発令の判断ができるよう、15～24 時間先の精度が高い降水予測情報（メッシュ情報）を提供すること。

さらには、顕著な大雨に関する情報や記録的短時間大雨情報が発表されるような局地的な豪雨に係る予測精度向上のための技術革新を行うこと。

また、暴風や潮位情報についても詳細な予測データを降雨量予測と同様に提供すること。

(イ) 水防災意識社会の再構築に向けた体制整備

避難行動に直結したハザードマップの作成を支援するツールの高度化や水害対応タイムライン作成マニュアルの策定等の支援体制を構築するとともに、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指すために必要なソフト対策への財政支援を充実すること。

イ 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実

発電・送電システムの強靱化や電力会社間の連携強化など災害に強い電力供給体制を構築するとともに、迅速な倒木除去等による停電復旧と、停電時に被災者が必要とする最低限の電源確保や国民への迅速かつ正確な情報提供体制の充実を図ること。

ウ 被災者支援に関する制度の充実

(ア) 被災者生活再建支援制度の半壊世帯などへの適用

被災者生活再建支援制度の対象を全壊、大規模半壊及び中規模半壊世帯に加えて、半壊世帯や準半壊世帯も対象とすること。

(イ) 被災者生活再建支援制度の被災全地域への適用

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

(ウ) 災害救助法適用基準の見直し

災害救助法第2条第1項に係る1号基準について、同一の災害で、同様の被害を受けた自治体が等しく適用できるよう、適用基準の見直しを検討すること。

エ 災害ボランティアセンターへの国庫補助の充実

頻発する豪雨災害等の被災地では、被災地の社会福祉協議会によりいち早く災害ボランティアセンターが設置され、被災者支援が行われる状況が定着してきており、災害ボランティアセンターは災害ボランティアや災害支援団体と被災者をつなぐ存在として欠かせないものとなっている。

一方、社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターの運営のほか、生活福祉資金の貸付け、DWATの運用、地域支え合いセンターの運営など、多岐にわたる被災者支援の役割を担うことが求められる。このことから、発災時に備えた平時からの訓練やボランティアの確保、発災時における災害ボランティアセンターの円滑な運用、社会福祉協議会での専任の人材の安定雇用等を可能にするため、社会福祉事業助成費の補助対象事業の拡大や補助率の嵩上げを行うこと。

オ 避難行動要支援者の支援体制の充実

介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別避難計画の作成について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付け報酬加算を創設するとともに、両者の法定研修に個別避難計画の作成等防災に関する内容を盛り込むこと。

また、個別避難計画作成に係る地方交付税措置について、更なる拡充を図ること。

⑤大規模災害の減災、復旧・復興対策

ア 「住宅再建共済制度」の全国制度としての創設

住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして、兵庫県が平成17年9月から実施している「住宅再建共済制度」を全国制度として創設すること。

イ 被災した中小企業者の再建を支援する制度の創設

中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済制度を拡充した様々な災害に対応する共済制度等の創設や、中小事業者が支払う保険料の負担軽減が図られるよう民間保険会社等に対する補助制度を創設するなど、被災した中小事業者の再建を支援する制度を創設すること。

ウ 被災者の生活復興を支援する制度の創設

被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

エ 住家被害認定調査・罹災証明書交付体制の充実強化

市町村の自治事務とされている住家被害認定調査・罹災証明書交付事務について、調査に従事する職員の育成、被災者支援システムの導入等罹災証明書交付事務の実施体制確保について、必要な財源措置を行うこと。住家に関する被害調査事務全体の合理化を図るため、被災建築物応急危険度判定制度について全国被災建築物応急危険度判定協議会の意見を踏まえながら連携体制の検討を行うこと。

さらに、広域的な応援に備え、技術者の認定・登録等による人材確保や、認定技術・実施ノウハウ等の共有を検討するとともに、応援に要する経費を災害救助法の対象にするなど、財源措置の充実を図ること。

オ 応援職員の派遣に対する財政措置

災害対策基本法では応援に係る費用は、被災自治体が負担することと定めている趣旨を踏まえ、住家被害認定調査・罹災証明書交付事務を含め、災害時の応援に係る経費が応援自治体の負担とならないよう、財政措置を講じること。

カ 大規模災害発生時の外国人医師の受入

南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時において、日本の医師免許を有しない外国人医師が、できるだけ早期から被災地の救命医療に従事することを可能とするため、海外の医療チームの受入手続が明確化されたが、発災時にこの手続がスムーズに行われるよう、関係機関が連携した受入手続の確認・検証を定期的実施すること。

また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、医療通訳の公的な資格がなく、統一された育成システムがないことから、医療通訳の資格制度や全国規模での医療通訳人材バンクの創設など、医療通訳が確保できる体制を検討すること。

キ 帰宅困難者対策の充実

帰宅困難者等対策の在り方について、近年の災害発生時の混乱の発生状況や、公共交通機関等の運行状況などを踏まえた対策等を早期に示すとともに、対応策について、関係事業者等への周知を含め、実効性の確保に努めること。

帰宅困難者のうち、行き場のない旅行者等の来訪者が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政措置を講ずるとともに、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信の在り方について、国においても検討すること。

また、引き続き、事業者や地方公共団体、住民への啓発を行うこと。

ク 外国人支援の充実

外国人を対象にした災害時に取るべき行動等の防災啓発、在外公館との連携による安否確認手続の確立や、情報端末等を活用した多言語での情報伝達手段の構築など、災害時における外国人観光客及び在住外国人の安全確保対策の充実を図ること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を少数言語も含め迅速に多言語で発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。また、災害時に外国人支援を行う人材の養成等を推進すること。

ケ 感震ブレーカーの設置促進

「地震時等に著しく危険な密集市街地」において、地震時の電気に起因する火災の発生を抑止するため、感震ブレーカーについて、更なる設置促進方策を提示すること。

コ 激甚災害制度の見直し

激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率を嵩上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額 50 億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

サ 避難所環境の改善

避難所環境の改善に向けては、発生した災害や各自治体の状況、適切な生活支援の必要性を考慮しながら、避難場所となる体育館等の空調整備に対する支援の充実のほか、公的備蓄物資の購入費用や備蓄物資の管理・配送に関する費用等を含む総合的な支援制度の創設、国においてトレーラーハウス、高機能テント、トイレカー、ランドリーカー等を確保するなど、有効な支援策を行うこと。

また、避難者の把握や管理を円滑に行うため、マイナンバーカードを活用した避難所運営システムを構築すること。

シ 効率的な応援体制の確立

大規模災害における各省庁や各種団体等全国組織の統制に基づく専門人材等の応援派遣に当たっては、その派遣先について、自治体の対口支援先を最大限考慮し、効率的な応援体制を確立すること。

ス 全国統一の防災情報システムの構築

国においては、国、都道府県、市町村間のみならず、災害対応に係る消防、警察、自衛隊等の機関や民間事業者とも情報収集・共有を図り、迅速かつ的確な意思決定を行うことを支援する全国統一の防災情報システムを構築すること。

また、防災情報システムの構築や更新等に要する費用は、自治体等の過重な負担を減らすため、国における財政措置を行うこと。

セ 災害時における行方不明者・死者の氏名等の公表

安否不明者のみならず、行方不明者・死者の氏名等の公表に係る具体的な取扱いについても示すこと。

(2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省、気象庁

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震・津波被害、局地的な集中豪雨による大規模災害、「複合災害」の発生等に備え、住民の安全と安心を確保するためには、インフラ等の果たす役割は非常に大きいことから、以下の措置を講じること。

①国土強靱化に向けた取組の抜本強化

国土強靱化地域計画に基づく地方公共団体の補助金・交付金事業の制度設計等に当たっては、地方の意見も反映し、わかりやすく、より実効性の高い制度とすること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に切れ目なく推進する必要があることから、国土強靱化実施中期計画に基づく施策の推進に当たっては、資材価格や人件費高騰等の影響を適切に反映し、必要な予算・財源を安定的に別枠で確保すること。

さらに、国土強靱化を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

②防災・減災対策に資するインフラ整備等

ア 令和6年能登半島地震など近年の大規模災害を踏まえ、地震・津波や風水害・雪害など多様化するリスクに対応し、住民の生命・財産を守るため、ライフラインの維持に向けた電力・ガス・通信・上下水道や交通インフラの緊急総点検、災害時における迅速な復旧に必要な道路ネットワークや耐震岸壁等の整備といったインフラ等整備・老朽化対策に係る予算の総枠確保等、社会インフラの更なる強靱化を推進すること。

イ 下水道施設の効率的な整備を推進するため、国庫補助制度における交付対象事業の範囲拡大を行うとともに物価高騰を考慮した予算枠の更なる拡大を図ること。

ウ 気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水調整機能の強化等に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。

エ 都市防災機能のみならず、良好な都市景観の創造や安全で快適な歩行空間確保にも資する無電柱化の推進に向け、電線管理者や地方公共団体の費用負担が軽減されるよう、工法見直しや機材の仕様統一など、より一層の低コスト化に向けた技術開

発を促進するとともに、必要な財源措置を講ずること。また、更なる事業推進に向け、設計や工事を電線管理者に包括的に委託する仕組みを構築すること。

オ 宅地造成及び特定盛土等規制法について、基礎調査の実施や運用開始における許可件数の増加など、地方公共団体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、財政的・技術的支援を重点的・継続的に図ること。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。

カ 盛土等に関する工事の許可等について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないよう、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に努めること。

キ 盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。

ク 令和7年度までの時限措置となっている緊急自然災害防止対策事業債による財政支援の期間延長及び要件の拡充を行うこと。

③インフラ分野におけるDXの推進

インフラ分野においては、建設・維持管理や災害対応を担う人材の確保・育成が急務であり、生産性の向上や長時間労働の是正を見据えた新しい働き方への転換を図るため、進化したデジタル技術の活用によるDXの導入を支援する補助制度を充実すること。

④緊急防災・減災事業の充実

地震や津波、局地化・激甚化する集中豪雨等の自然災害に対応するため、以下の事業についても着手から完了まで緊急防災・減災事業債の適用対象となるよう、令和7年度までとされている事業期限の撤廃や対象事業の範囲の拡大及び適債要件の緩和、地方交付税措置率の拡大など制度の拡充を図ること。

ア 倒壊により緊急車両の通行等の支障となるおそれのある沿道建築物の耐震化

イ 耐震化に資する公共施設の建替

ウ 救援物資や要員の中継地点として機能する防災拠点施設の整備等

⑤流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進

気候変動の影響による降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化に備えるため、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めた流域全体で取り組む「流域治水」を進めるハード・ソフト対策について、支援制度の拡充を図るとともに財政措置を強化すること。

⑥災害に強い総合的な治水対策の推進

頻発する大規模な風水害に備え、河道内樹木の伐採や堆積土砂の撤去等を含めた河川改修や下水道整備による対策、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策及び減災対策、ダム容量の更なる有効活用を組み合わせた総合的な治水対策に係る必要な財政的措置や税制優遇等の実施及び調査研究の推進を図ること。

また、短期集中的に推進する必要がある大規模施設整備のための、予算の確保を行うこと。

⑦ダム運用の高度化の推進とダム再生の推進支援

既設ダムの洪水調節機能を最大限活用する事前放流の導入が拡大していることを踏まえ、確実なダム運用の実施に欠かせない、降雨予測技術の開発を推進すること。

併せて、事前放流に対する損失補填に要する経費の全額について、直接補助制度により措置すること。

また、既設ダムを有効活用するダム再生の推進において、ダムの放流設備改造や利水容量の治水振替等の他、ダム再生に併せた下流河川の改修についても必要予算を別枠措置するなど、財政面の支援を行うこと。

⑧土砂災害対策の推進

既存住宅の移転支援事業の拡充を図るとともに、土砂災害特別警戒区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家や要配慮者利用施設、緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所において、治山・砂防事業や災害に強い森づくりによる土砂災害対策を着実に推進するため、治山・砂防関係事業の予算を確保すること。

また、既存の治山・砂防施設の老朽化対策、機能強化対策のための予算を確保すること。

⑨農業用ため池の防災・減災対策の推進

頻発する大規模な風水害や巨大地震に備えるため、今後、多数の危険なため池の改修が必要になると見込まれることから、計画的なため池整備を実施するための調査や改修に必要な予算を確保するとともに、国庫補助率の引上げなど財政措置を充実させること。加えて、耐震性評価やため池監視システム、ハザードマップ等の減災対策に必要な予算を確保すること。

また、ため池の適正な管理を徹底するため、巡回点検やため池保全活動等の「ため池の保全・避難対策」の財政支援について、定額助成の上限撤廃など、ため池数を考慮した財政支援を行うこと。

さらに、「ため池管理保全法」に基づく届出やデータベース管理の事務やDX化による業務の効率化等への支援に係る制度の充実を図ること。

⑩高潮・高波対策及び海岸の漂着物処理に対する支援

台風被災等の原因検証に係る技術的な指導・支援及び海岸保全や浸水被害防止に必要な高潮・高波対策を強力に推進するための十分な予算確保を行うこと。

さらに、防潮堤等の高潮・高波対策により閉鎖された臨海部の内側の地区に対して、降雨による浸水被害が想定されるため、高潮・高波対策と連携した内水排除対策に関しても、制度拡充や財政支援を行うこと。

海岸の漂着物処理に対する事業について、現行より小規模な事業を対象とするよう要件緩和するとともに、災害復旧事業並みに補助率を増大する等財政支援を行うこと。

⑪津波対策の推進

ア 避難施設の整備促進

最新の知見に基づいた避難施設（既存の施設についての維持や改良も含む）の整備推進

イ 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤等の整備促進

地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤・防波堤、河川堤防・護岸等の施設整備を短期集中的に推進できるよう、新規制度の創設を含めた、別途の予算枠の確保。また、地方においてもスピード感をもって対策に取り組めるよう緊急防災・減災事業の適債要件の緩和や期間延長等の地方財政支援の充実

ウ 津波被害に強いまちづくりの推進

(ア) 津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しての具体的な被害軽減対策の提示と必要な財政的措置の実施

(イ) 津波からの避難が困難な地域について、災害対策拠点となる庁舎をはじめとする公用施設、公共施設、オフィス、住宅等の津波対策として、高台移転等を促進するための技術的な助言と必要な財政的措置など、強力な支援措置の実施

(ウ) 津波発生時に浸水の可能性のある地下街や地下鉄における浸水対策・避難対策支援制度の更なる充実

⑫建築物等の耐震化の推進

ア 総合的な地震防災対策を強力に推進するため、公共施設の耐震化支援措置の充実に努めるとともに、耐震化目標の達成に向け、住宅・建築物の耐震化支援制度の拡充

- イ 大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業に係る宅地所有者等の費用負担の更なる軽減措置及び税制上の優遇措置の創設
- ウ 文化財建造物の耐震診断及び耐震対策工事に係る文化財所有者への補助率の嵩上げなど更なる財政的支援制度の拡充

⑬水道施設の耐震化及び水道事業の広域連携の推進

水道事業者は、水需要の減少による厳しい経営環境の中、経営改善により耐震化事業の財源を確保している状況であるため、今後も引き続き、耐震化の推進に対する支援の充実・強化に努めること。

水道施設整備費補助事業及び防災・安全交付金事業については、制度の拡充が行われたものの、採択要件として、「資本単価が1 m³当たり90円以上」又は「加速要件を満たすこと」などがあり、これらを満たさない事業者が多いことから、耐震化の推進を図るため、採択要件の撤廃・緩和を行うこと。

また、災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、管路のループ化・二重化などのバックアップ機能整備に対する支援対象の拡充及び応急用給水資機材の整備に対する支援の創設を行うこと。

さらに、住民の生活をより安全で安心なものとするとともに、事業の運営基盤の強化を図るため、重要な社会インフラである水道事業の広域連携は有効な手段であることから財政支援を充実し、これを推進すること。

⑭石油コンビナートにおける民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援の充実・強化

コンビナート地区には、電気・ガス事業者のエネルギー供給施設や石油貯蔵施設、化学製品の製造施設等が集積しており、災害により機能不全に陥ると、我が国の産業への影響は甚大なものとなる。コンビナート地区における防災・減災対策について、一事業所、一地区だけの取組に任せるのではなく、国として事業者に対する技術的・財政的支援の充実・強化を行うこと。

また、こうした支援については、近隣施設相互間の影響を考慮し、石油精製に限定することなく全ての業種を対象とすること。

⑮高速道路サービスエリアを活用した防災拠点の整備

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生に備え、高速道路SA・PA等を被災地支援の活動拠点に位置付け、ヘリポートや燃料供給施設、備蓄倉庫の整備等、防災機能の整備を更に推進すること。

また、高速道路について津波発生時の一時避難場所として有効活用を図ること。併せて、高速道路を有効に活用するため、避難階段の設置や津波発生時避難者の安全性の確保など、沿岸部の避難支援を行うこと。

⑩ドクターヘリ等の給油地の確保

被災地において円滑な救護・救援活動が実施できるよう、SCU等活動拠点におけるドクターヘリ等の給油施設整備に係る国庫補助制度の創設など、一層の財政的支援の充実を図ること。

(3) 原子力発電所の安全確保

**【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁**

現在、新規制基準適合性に係る審査が順次行われているが、原子力発電所の稼働の可否については、新規制基準を厳格に適用し、社会的、経済的要因を考慮することなく、速やかに純粋に科学的知見に基づく審査を行うとともに、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得る必要がある。

一方、安全審査とともに原子力対策の両輪である原子力災害対策においては、原子力災害対策指針の改定がされるなど国における体制整備が進んでいるところであるが、その実効性の確保には、なお課題が残る。

事業者との連携協力体制を強化するため、事業者と自治体との間で締結している、いわゆる安全協定については、地域により自治体の関与のレベルに差が生じている。それぞれの地域の事情は異なるが、万一の原子力災害時には、その影響は立地自治体を越えて拡大し得ることを前提とした原子力安全協定の在り方を追求していく必要がある。

また、東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所事故については、被災地域の復旧・復興に全力を尽くすとともに、国会事故調、政府事故調等で明らかになった様々な課題に責任ある対応をし、更なる徹底した事故原因の究明を踏まえて今後の防災対策に活かしていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、次のとおり提案する。

①原子力施設周辺地域の防災対策の充実

ア 監視体制の強化と情報提供の徹底

実効性のある緊急時モニタリング体制を構築するため、国が原子力事業者と関係近隣府県等の調整を図るほか、機動的なモニタリングを実施するため、固定型モニタリングポストの追加設置、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の整備や情報共有化システム整備に必要な財政支援を行うこと。

また、重点区域外においても、速やかに空間放射線量率を測定するための十分な体制を、国において早急に整備すること。

イ 原子力災害対策に関する制度の見直し

避難ルート等の検討や準備などには、気象情報や大気中放射性物質の拡散計算の予測の活用が想定されるため、国が責任を持って技術的・財政的支援を行うこと。

また、原子力関係閣僚会議決定と原子力規制委員会の方針に差異が生じているため、国として一体化した考えを示すこと。

原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に行うため、基本的に国が責任をもって必要量を確保するとともに、モニタリングポストなど放射線監視のための体制整備や防護服等の配備、安定ヨウ素剤の配備・服用、医療提供体制等避難体制整備及び近畿圏において代替のない水道水源である琵琶湖の汚染に備えた対策に要する経費について、地域の実情を踏まえた自主的な取組を含め、UPZ 内の地域はもとより UPZ 外の地域についても国において財政措置を行うこと。

さらに、原子力防災対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

また、第三者機関による防災計画の実効性の確認を再稼働手続に位置付け、住民の十分な理解を得ること。

ウ 屋内退避の対応の明確化

原子力災害対策指針においては、UPZ 内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、その効果について科学的にわかりやすく説明し住民の理解を得るとともに、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示すこと。

エ 広域避難に対する支援

(ア) 事業者の原子力防災に対する役割を明確にするとともに、事業者に対し関係地方自治体に積極的に協力するよう指導すること。

(イ) 避難経路に関し、高速道路の利用については、道路管理者に対する避難時の無料化等の協力要請及び対応の取りまとめを行うとともに、交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。高速道路以外の避難経路については、道路の寸断に備えた代替道路の整備のため、立地自治体だけでなく、周辺自治体でも整備ができるよう、「電源立地地域対策交付金」や「原子力発電施設等立地地域特別交付金」の交付対象団体及び交付額を大幅に拡大すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。

- (イ) 避難手段の確保及び要請の仕組みについては、バス、鉄道等関係事業者による協力を含めて国の責任で行うとともに、事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための方策や万一従業員が被ばくした場合の補償基準を早期に策定すること。
- (ロ) 避難行動要支援者、特に入院患者、施設入所者については、受入先の確保、介助者の確保、移動手段の確保、避難誘導の在り方等に関する対応方針を早急に示すとともに、国が責任を持って避難手段と避難先を確保すること。
- (ハ) 避難退城時検査及び除染については、避難途上で複数府県からの多数の避難者を対象に円滑に行う必要があることから、緊急時モニタリング同様、緊急時には国が主導して実施すること。また、必要な資機材と人員については、地方公共団体任せにせず、国として全国的な体制整備を行うこと。
- (ニ) 広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について、早急にルール化を行うなど積極的に対応すること。
- (ホ) 施設管理者に対する逸失利益補償及び損害賠償を含め、広域避難者の受入れによる費用の負担について、国と事業者の負担を明確にするとともに、法令による制度を整備すること。
- (ヘ) 令和5年度にマニュアルが示された甲状腺被ばく線量モニタリングについて、広域避難の場合を含め、具体的な実施方法をあらかじめ示すこと。
- (コ) 原子力災害時における自衛隊その他の実動組織の運用について、迅速かつ効果的な運用を図るため、具体的な応急対策活動に関する計画を策定すること。

②原子力発電所の安全確保

ア 新規規制基準の厳格適用及び運転期間延長認可の審査結果の説明等

原子力発電所に新規規制基準を厳格に適用した上で安全性を客観的に確認すること。その基準は、最新の知見も追加的に考慮して、不断に再検証を行うこと。また、国は責任を持って、新規規制基準の適合性審査、40年超の運転期間延長認可審査の結果について関係自治体・住民に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、設置から60年を超える原子力発電所の運転延長方針についても、関係自治体・住民に十分に説明し、理解を得ること。

原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、再稼働に係る手続や理解と協力を得る自治体の範囲及び判断基準、国及び自治体の再稼働に係る権限等を法定化するとともに、地域の安全を最優先とし、立地県のみならず周辺地域の意見や防災体制の整備状況も踏まえ、国が責任をもって判断すること。また、原子力発電所に絶対の安全はないことから、新規規制基準適合性審査等の原子力施設のリスク評価のみなら

ず、想定外の事故が起り得ることを前提としたリスク管理にも国が責任を持つ法的枠組みを構築し、多重防護を重視した安全体制を確立すること。

また、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、新規制基準に照らして十分な安全確保対策を実施させること。

イ 安全協定の締結等の安全確保に関する仕組みの構築

(ア) 関係自治体の関与の明確化等次の点を含めた、原子力発電所の安全確保に関する包括的な制度的枠組みを整備すること。

- ・国の責任の明確化
- ・同意を求める自治体の範囲（自治体の関与の在り方）
- ・再稼働の手續と判断基準
- ・避難計画の実効性

(イ) 事業者と自治体との間の、いわゆる原子力安全協定については、自治体の関与レベルに差異が生じないように、事業者の自主的な取組に任せることなく、次の点に係る基準を定めること。

- ・対象自治体の範囲
- ・協定に定めるべき基本的な内容

③福島原発事故に対する適切な対応

福島第一原発事故により避難している被災者等に支援を実施している自治体に対し、国の財政措置を含めた対応を適切に行うこと。

また、事故の収束に向けたロードマップを着実に履行するとともに、被災地の復旧・復興を着実に進めること。

(4) 東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等に対する支援

【担当省庁】内閣府、総務省、国土交通省

東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震などの被災地において、被災者の生活再建や一日も早い復旧・復興が求められている。

復興に向けた取組を加速させるため、関西広域連合をはじめとした地方公共団体間の職員派遣等に関し、必要な財政措置を講じるよう提案する。

(5) 医療提供体制の確保・充実

【担当省庁】厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療提供体制に多大な影響を及ぼし、病床や人材不足など地域医療を取り巻く課題を顕在化させた。こうした課題を解決し、持続可能な医療提供体制を構築するため、次のとおり提案する。

①地域医療体制の確保

ア 地域の実情に応じた良質で適切な医療提供体制を確立するため、医療提供体制推進事業費補助について、全国需要に応じた財源を確保すること。また、補助制度の抜本的な見直しを行う場合は、地方の声を十分斟酌すること。

イ 医学部臨時定員については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に議論すべきであり、へき地等の医師不足や医師の地域偏在が解消されるまでは、現行の「地域枠」制度を継続するとともに、定員枠の配分に当たっては、最新のデータに基づき、地域の実情を分析・認識した上で地域としっかり協議を行いながら進めること。

また、産科をはじめ小児科、麻酔科、救急科など各地域で不足している診療科の医師確保は、喫緊の課題であることから、現行の臨時定員及び恒久定員とは別枠で、「地域の実情に応じた不足診療科に対応する『緊急地域枠』」の設定を認めること。

ウ 新専門医制度については、募集定員のシーリングについて、地域ごとの詳細な状況の分析を行った上で、適正な偏在対策が実行されるよう、シーリング設定の根拠となる必要医師数や足下充足率、採用数平均などは、常に最新のデータを用いるとともに、都道府県単位ではなく、2次医療圏単位で不足する地域の充足につながるよう、更なる改善を図ること。制度の変更等に当たっては、地方意見を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、地方から提出された意見については最大限配慮すること。

エ 感染症などの突発的な危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、顕在化した課題を踏まえ、必要なところに医師を充足させるには、どのような対策を講ずるべきか改めて議論し、必要な見直しを行うこと。また、中山間地域における医師の安定的な確保が図られるよう、需要の高い総合診療医の育成などの対策を強化すること。

オ 医師の働き方改革については、救急医療や周産期医療の縮小等により、地域医療に大きな影響を及ぼすことのないよう、必要な支援を行うこと。

カ 診療報酬による収入引上げにより、看護職員等の処遇が確実に改善されるよう、適切に制度を運用すること。

キ 質の高い医療の提供や医療業務の効率化に資する「医療 DX」を推進していくため、国として、各地域で運用されている「地域医療情報連携ネットワーク」の実態も踏まえながら、「全国医療情報プラットフォーム」がより効果的・効率的かつ現実的なものとなるよう、環境整備を着実に進めるとともに、各自治体や医療機関の負担が高まることのないよう、ソフト・ハードの両面から支援すること。また、オンライン資格確認システムにおける災害時医療情報閲覧機能について、DMAT 等医療チームからもアクセスできるよう使用範囲を拡大すること。加えて、医療 DX の推進に当たっては、高齢医師を多く抱える地域の医療機関の実情をしっかりと把握すること。

ク 自治体立病院への財政的支援等の実施

- (ア) 高騰する物価や賃金引上げに対応できる十分な診療報酬を確保するとともに、自治体立病院が医療圏域や各府県の最後の拠点病院として、医療過疎地域における公的医療機関の役割にも配慮しつつ、政策医療を持続的に提供できるよう、診療報酬制度上適切に評価すること。
- (イ) 近年の建設物価の高騰に配慮し、病院の建設に対する交付税措置対象となる建築単価の上限を引き上げるなど、病院事業に対する地方財政措置を充実すること。
- (ウ) 電子カルテシステムの導入及び更新費用の低廉化や財政支援など、医療 DX の推進に必要なデジタル環境の整備に対する所要の支援を講じること。

②地域医療構想の実現

ア 厚生労働省は、令和6年12月に公表した「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」に基づき、令和7年度中にガイドラインを作成することとしているが、令和4年3月に示された方針のとおり、病床の削減や統廃合ありきではなく、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえ、各都道府県が主体的に取り組を進められるよう、地方とも丁寧に協議をしながら検討を進めること。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応で見えてきた課題や、感染症対応に重要な役割を果たした公立・公的医療機関の医療機能と役割を踏まえて、地域の実情に即したものとなるよう十分な検証を行い、考え方を示すこと。

イ 新興感染症の患者受入体制の確保など、国や都道府県からの協力要請に対し、迅速かつ柔軟に対応している医療機関については、地域医療構想を進める上で、更に評価していくということを、国の方針として発信すること。

ウ 地域医療構想の推進に当たり、実効性のある支援を進めるとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政的支援措置を講じること。

エ 厚生労働省は「地域医療構想の推進」、「医師の地域偏在対策」、そして「医師の働き方改革」を三位一体で推進するとしているが、地域の実情を踏まえ、国と地方が共通の認識をもって総合的な医療提供体制改革を推進していくため、地域医療確保に関する国と地方の協議の場を継続的に開催し、地方の意見を聴くこと。さらに、国

の責任において都道府県単位での丁寧な説明会を行うとともに、地方の意見を確実に地域医療確保施策に反映させること。

③ドクターヘリ運航体制の充実強化

ア 広域救急医療において必要不可欠であるドクターヘリが、将来にわたり安定的な運航体制が確保できるよう、「医療提供体制推進事業費補助金」から「ドクターヘリ導入促進事業」を分離するとともに、格納庫や燃料庫の整備・維持管理費など現在の制度上補助対象外となっている経費も含めたドクターヘリの運航等に対する安定的な財政支援の仕組みを別途設けることや、特別措置法の見直しを行うことも含め、恒久的かつきめ細かな財政支援制度を整備すること。また、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を抱え、ドクターヘリの代替手段のない地域を運航対象とする場合に、特例措置として補助基準額の増額を行うこと。

イ ドクターヘリは有視界飛行であるため、現在は夜間運航を行っていないが、切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする危機事象に備え、夜間運航の実現は今後の重要課題である。夜間運航の早期実現に向け、安全な運用・運航のための基準や具体的なロードマップを示すとともに、現場をフィールドとした実践的な調査研究事業に着手すること。また、照明設備などの必要な設備整備を推進すること。

④医療機関の災害対応力強化

ア 災害時に大きな役割が期待される医療機関の耐震化を進め、非常用電源設備及び給水設備を強化するため、「医療提供体制施設整備交付金」について、必要な予算額を確保の上、全ての医療機関を交付対象とし交付率を拡充するとともに、人工呼吸器患者に自家発電装置を無償で貸し出す医療機関への継続的な補助制度を創設し、所要の財源を確保すること。

イ 医療機関がサイバー攻撃を受け、長期の診療停止を余儀なくされる事例も発生しており、災害時も見据えた医療提供体制維持の観点から、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策をソフト・ハード・ネットワークの面から支援すること。

⑤災害時の保健医療福祉活動に係る体制強化

ア 保健所が、自然災害や新興・再興感染症の際、健康危機管理の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置など、機能強化に向けた支援を行うこと。

イ 災害時に迅速な保健医療福祉活動の展開ができるよう、DMAT、DPAT、DHEAT、災害支援ナース等の養成を促進するとともに、派遣体制を強化すること。また、それぞれの活動に要する装備、資器材等の整備に係る支援の充実を図ること。

- ウ DHEAT の派遣に係る費用及び DMAT 等の都道府県庁等における本部活動に係る経費について、災害救助法の対象とするなど活動の実態を踏まえた支援を強化すること。
- エ 災害発生時の DHEAT 及び保健師等支援チームの派遣先については、関西広域連合のカウンターパート先と整合性がとれるよう、検討すること。

⑥社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援

食材費や光熱費の高騰に加え、診療材料費も軒並み値上げの動きがあることから、国が定める公的価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等に大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられている。

経営の実情を分析・認識した上で、必要な経費について不足が生じる場合は、臨時的な公定価格等の改定や国における全国一律の補助制度を創設するなどの対策を講じること。

(6) 感染症対策の充実・強化

【担当省庁】内閣官房、厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、関西においても様々な社会的不安が発生した。今後も、新興感染症が発生することも考えられるため、感染症予防及び発生後の対策を充実・強化すること。

①新型コロナウイルス感染症への対応

- ア 医療費の公費負担について、診療報酬請求権の時効は原則5年間であることから、制度終了後も、地方に負担が生じないよう財政措置を行うこと。
- イ 予防接種に関する基本的な計画において、「ワクチン価格の低廉化等に向けて関係者が努力する」と規定されていることから、新型コロナワクチンをはじめ価格が高いワクチンについては、価格の低廉化に向けた調整を製造販売業者等と行うこと。また、ワクチン価格の低廉化が図られない場合、国費による助成金の支給といった確実な財政措置を行うこと。
- ウ また、従来の定期接種と比較して高額な自己負担となる場合は接種控えが懸念されるため、希望される全ての対象者が経済状況にかかわらず接種できるよう、負担軽減策を講じること。
- エ ワクチン接種の必要性や安全性、有効性に関する最新の科学的知見等をわかりやすく整理した上で、国民に接種の判断材料となる正しい情報の発信を適時適切に行うこと。

- オ 都道府県の役割として、引き続き、副反応を疑う症状を認めた場合の診療体制の構築が求められているが、今後、全国どこでも同じ水準の診療を受けられるようにするため、早期に治療方法を確立するとともに、それまでの間、診療体制を継続するため、国においても関係団体へ協力を依頼する等の調整を行うこと。加えて、体制確保に係る経費については都道府県の負担が生じないようにすること。
- カ 健康被害救済制度の趣旨に鑑み、被害者を迅速に救済するため、一層の審査の迅速化を図ること。また、申請者は医療機関から診療録等を取り寄せる必要があり申請者の負担となっていることから、手続の簡素化や文書料の助成等、負担軽減策を講じること。
- キ 加えて、健康被害救済制度に係る行政不服審査をより充実させるため、国は審査庁である都道府県に対し、疾病・障害認定審査会で用いた資料及び認否に至るまでの審査内容について、積極的かつ詳細に情報提供すること。
- ク 重症化リスクの高い利用者が多く生活する高齢者施設等において十分な感染対策を講じるため、必要な施設整備や診療体制構築などに対する支援を行うこと。また、高齢者施設等においては、職員報酬の加算・引上げの措置を講じるとともに、他の社会福祉施設においても、感染リスクの高い支援を提供するサービスの性質を考慮し、報酬上の評価などにより対応すること。
- ケ 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を更に進め、これらの情報を都道府県や市町村、また医療機関等へ情報共有すること。

②新興感染症等に備えた対応力の強化

- ア 新型コロナウイルス感染症流行の経験を踏まえ、新興感染症の流行による健康危機に備え、国においては、多様な形態の研修や共同研究の実施、検査試薬等の国での備蓄や供給への一連の流れの確保など、保健所・地方衛生研究所、病院、民間検査機関の検査能力を拡大するよう努めること。
- イ 感染症法の改正により、新たに協定指定医療機関の指定制度が設けられ、新興感染症発生・まん延時の医療提供を担うこととされた。これらの医療機関については特に、平時から、新興感染症の発生に備えた職員への訓練・研修や個人防護具の備蓄等が求められ、人的・財政的負担が生じるため、国から医療機関へ必要な直接的支援を行うこと。
- ウ 感染症法や地域保健法の改正により、保健所設置自治体において、今後の健康危機に備えた平時からの体制整備を行っていくに当たり、平時における保健所等での物資の備蓄等に係る費用、ICT ツールの導入・維持に係る費用や定期的に実施する訓練に要する費用について、国において財政支援を行うこと。

エ 医療法の改正により、災害・感染症医療業務従事者の派遣に当たって、予め協定の締結が示されており、協定内で派遣に係る損害を都道府県が負担すること、都道府県は補償の手段として、保険に加入することが明記されているが、新興感染症に罹患した際に補償される保険は現時点ではないため、国から保険会社等へ協議するなどの対応をすること。

オ 関西国際空港や地方空港、港湾などにおける検疫体制については、外国人観光客の更なる増加も見据え、人員の拡充や地元自治体との連携強化を行うとともに、海外における新興感染症の発生状況などに応じて迅速に強化するなど、柔軟かつ適切に対応すること。

カ 新興感染症の発生に備えるため、国産ワクチンや治療薬の速やかな開発・実用化に向け、これらの研究開発を全面的に支援すること。

キ 新たな呼吸器感染症を早期検知・対応を行うための急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスについては、医療機関に大きな事務負担がかかることから、報告頻度や様式の見直しなど、負担軽減のための見直しを進めるとともに、医療機関の負担を財政面からも軽減できるよう、国庫負担率の嵩上げ等、財政支援の強化を行うこと。

ク 新型インフルエンザ対策の強化

新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を強化し、発生時の迅速な対応に資するため、次のとおり提案する。

(ア) 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）活用による病床の確保や、府県市が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援など、集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること。

(イ) 国や府県の要請により休業措置等を行った介護施設など社会福祉施設等への支援を行うこと。

(ウ) 府県の要請等に応じて医療の提供をする医療関係者が、医療機関の管理者として患者と直接接する事務職員等を活用した場合には、要請の医療関係者以外であっても補償をすること。

(エ) 必要量のワクチン及び不足のない十分な流通量を、国の責任において確保すること。

(オ) 指定地方公共機関は、地域における国民生活及び経済の安定に欠かせない機関であることから、特定接種の目的に照らし、都道府県が指定した全ての指定地方公共機関を特定接種の対象とすること。

(カ) 新型インフルエンザ発生段階の早い時期に、予防接種を優先的に接種する者を具体的かつ明確に示すこと。

(キ) 接種は、全国的に実施されることから、広域的な接種体制として、接種料金と支出事務などの接種事務について具体的な接種基準や指針を早急に示すこと。

(ク) 住民接種にかかる必要経費については、国において全額財源確保を図ること。

- (ケ) 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬及びPPEの購入・廃棄・保管にかかる経費について、国において全額財政措置を講じること。
- (コ) 検疫体制について、大阪検疫所管内の全ての検疫港に検疫官を常駐させ、体制強化を図ること。また、関西広域連合の構成府県を管轄する検疫所についても、検疫官を増員し、水際対策の体制強化を図ること。
- (カ) ワクチンの流通体制について、受注取りまとめから接種会場へのワクチンの配送に至るまで、体制や効果的な管理システム等を具体的に示すこと。
- (シ) 緊急事態宣言時の措置として都道府県知事が行う施設の使用制限等について、緊急時に円滑かつ効果的な実施が行えるよう、政府対策本部の基本的対処方針で定められることとなる国の基準をあらかじめ明らかにすること。
- (ス) 緊急事態宣言によらない場合であっても、学校等の臨時休業や集会・イベントの自粛要請等について地方公共団体がその流行状況に応じて適切に判断ができるよう、国において一定の方針等を示すこと。なお、臨時休業等を要請する場合において、新型インフルエンザ対策を担う医療機関やライフライン機関の従事者が、育児のために休暇取得を余儀なくされることのないよう、一部の保育所に保育を継続させる場合には、その保育所の保育士等を特定接種の対象とする等の配慮を行うこと。

(7) 危険ドラッグ対策の充実強化

【担当省庁】内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省、海上保安庁

従来のインターネット等による販売に加えて、令和5年7月、国の立入検査等の過程において、販売店舗の存在が確認されており、危険ドラッグの広がりが懸念される。

併せて、大麻乱用者の増大等、若者を中心とした薬物乱用の広がりが憂慮すべき状況にある。

危険ドラッグ等に起因するあらゆる危害から、「国民の生活・生命」を守るため、引き続き、各種対策の更なる充実強化を求め、次のとおり提案する。

- ア 大阪・関西万博が開催され、人的、物的交流がより一層活発になっていることから、更なる水際対策の強化を図ること。また、麻薬特例法に基づく規制薬物に指定薬物を加え、他の規制薬物と同様に泳がせ捜査を可能とするなど、更なる水際対策を図ること。
- イ 危険ドラッグの試験・検査については、各自治体が県民への啓発や取締りなど、各々の方針で取り組んでいるが、必要な標準品を確保し、速やかな利用ができるよう、各自治体への提供の体制を整えること。また、検査に従事する人材育成のため、

必要な研修等を継続して行うとともに、都道府県が行う検査機器の更新等の経費に対し、支援を行うこと。

ウ 危険ドラッグのインターネット上での販売による流通が懸念されている。多幸感を得ることができる薬物に対する需要は依然として根強く、インターネット上から若年層が乱用に巻き込まれる危険性も高いことから、「真の危険性」を強く訴える「効果的な啓発」を強力に進めること。

(8) 依存症対策の推進

【担当省庁】厚生労働省

不適切な飲酒、違法薬物等の使用や市販薬・処方薬のオーバードーズ、ギャンブル等に起因する様々な依存症対策については、予防、相談・治療、再発防止・社会復帰の各段階において、シームレスな対策が必要であり、相談機関、医療機関、自助グループ等をはじめとする関係機関における体制強化及び連携体制の構築が何よりも重要となる。

普及啓発、相談支援、医療提供、社会復帰の支援などの体制整備や、それに関わる人材育成の強化について、国において必要な施策を展開するとともに、府県市の実施する取組に対して必要な財源措置を行うこと。

(9) がん対策の推進

【担当省庁】厚生労働省

がん検診は、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診のほか、職域での検診や、人間ドックなどの検診も行われているが、職域におけるがん検診は、法的根拠がなく、保険者や事業者が福利厚生の一環として任意で実施しているものであり、受診状況、検診内容、精度管理等の実態把握ができていない状況にある。

がん検診について、実施主体を明確にするとともに、地方公共団体が効果的な対策を取れるよう、受診状況等を地方公共団体に還元できる仕組みの構築、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法や高齢者医療確保法に基づく健康診断に併せてがん検診を実施する体制や、保険者の費用負担に関するスキームの整備、中小企業に対する助成など、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等を整備すること。

また、国において導入された「HPV 検査単独法」による子宮頸がん検診については、精度管理をはじめとした実施体制を国から明確に示すとともに、必要な財政措置を講じること。

がん対策については、がん検診の充実のほか、全国がん登録情報等の解析により、がん罹患や死亡の要因分析をはじめとするがん対策の研究を更に促進すること。

特にピロリ菌は、胃がんのリスクを高める要因であることが、科学的に証明されており、ピロリ菌検査とその除菌による胃がんの発症予防効果について、「がん検診実施のための指針」等への位置付けに向け、エビデンスを積み重ねた検証を進めること。

また、がんによる死亡率の低下を実現するためには、全国どこにいても、質の高いがん医療を受けられることが必要であり、今後本格化するがんゲノム医療について医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図ること。またゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実に行うこと。

加えて、国は第4期がん対策推進基本計画でがんとの共生を掲げ、アピアランスケアやライフステージに応じた療養環境への支援に取り組むことを定めていることから、現在、自治体が個別に実施する「アピアランスケアに係る支援」及び「AYA世代のがん患者への在宅療養支援制度」を国において全国統一の制度として展開するとともに、必要な財源措置を講じること。

併せて、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されているが、入院患者に対するがんのリハビリテーションについては診療報酬上の評価のもと実施されているものの、外来においては診療報酬上の評価がなされないため、入院に加え外来においても診療報酬の算定対象とする等、効果的・継続的ながんのリハビリテーション提供体制の整備を行うこと。

(10) 家畜伝染病の被害防止対策の強化

【担当省庁】農林水産省

①豚熱等家畜伝染病の被害防止対策の強化

豚熱被害について、関西では令和元年9月に滋賀県で初めて野生いのししの陽性が確認され、令和5年7月には兵庫県の養豚場で飼養豚の陽性が確認されるなど、全国で発生地域が拡大しているところであり、養豚場ではワクチン接種農場で発生が継続している。感染経路や感染拡大の原因究明を早急かつ徹底的に行うとともに、国内の豚熱防疫対策と必要な財政支援を強化すること。

野生いのししを含めて、発生の長期化と拡大が続いていることから、飼養豚及び野生いのししへの有効なワクチン接種・散布に加えて、その方法確立についても国主導で取り組むとともに、豚肉・ジビエ肉等の風評被害対策を行うこと。

また、と殺しレンダリング処理した家畜の一時保管設備を整備すること。

さらに、アジアで感染が確認されているアフリカ豚熱や口蹄疫など家畜伝染病の国内侵入を防止するため、国際線が就航する地方空港やクルーズ船等が寄港する海港での検疫体制強化など水際対策を徹底すること。

野生いのししにおいてアフリカ豚熱が発生した場合、緊急に必要なとなる電気柵等の資材について、動物検疫所各支所等で十分な量を備蓄するなど、実効性の高い対策を講じること。

②鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

侵入経路の特定、家きんでの発生状況や当該ウイルスの遺伝子性状等の分析を進め、家きん防疫対策と必要な財政支援の更なる強化を図ること。

既存鶏舎の改修・改築により、小動物侵入防止対策の強化を行う場合、国の支援対象とすること。また、制限区域内での損失補償措置に加え、種鶏場で高原病性鳥インフルエンザが発生し、制限区域外である他府県へのひなの供給に支障が生じ、受入れ側の損失が発生した場合等についても国の支援対象とすること。

防疫措置に係る自治体職員の人件費（時間外勤務手当、危険勤務手当等）について、財政支援を行うこと。

分割管理の基準を国の指針に明記すること。

家きん舎新築・改築に当たっては、防疫作業を効率的かつ安全にできるように配慮した構造とするよう基準を設けること。

(11) 水上オートバイの危険行為等の対策強化

【担当省庁】警察庁、国土交通省、海上保安庁

①法律上の規制の強化

条例において刑事罰を規定している都道府県が多いが、海や湖、河川等での危険操縦や飲酒操縦は全国的に共通する課題であるため、法律上の刑事罰の規定を創設すること。

また、酒気帯びでの操縦についても、行政処分の対象とするとともに、刑事罰の規定を創設すること。

②免許取得時等の教習・講習の強化

学科教習において、危険操縦や酒酔い等操縦に関する内容及び時間を拡充するとともに、5年ごとの更新時の講習についても、講習内容を拡充すること。その際、法律上の遵守事項以外にも、マナー等に関する教習・講習を充実させること。

2 新時代の文化・観光首都の創造

【担当省庁】内閣官房、総務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、国土交通省、観光庁

関西は、日本を代表する歴史、文化、伝統などが豊かな自然とともに味わえ、経済産業集積や現代文化に至るまで、個性ある多様な魅力が凝縮されている。

関西広域連合は、「新時代の文化・観光首都の創造」を目標に、文化観光資源の宝庫・強みを活かしたインバウンドの集客や文化芸術の継承・創造に取り組んでいる。また、平成 28 年 7 月 21 日には、文化庁・関西広域連合・関西経済連合会共同宣言「文化の力で関西・日本を元気に」、さらに、令和 5 年 7 月 20 日には、文化庁・関西広域連合・関西経済連合会・文化庁連携プラットフォーム共同宣言「文化の力で関西・日本を元気に」を行い、オール関西で令和 5 年 3 月に関西に移転した文化庁と連携し、新しい文化行政の展開を目指した取組が進められている。観光の基幹産業への成長を目指し、情報発信などの取組を推進するとともに、観光と文化、産業と文化など、各般の対策が必要であることから、次のとおり提案する。

(1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

「ヒト・モノ・金・情報」という様々なものがグローバル化する中、国際観光は関西経済の発展に欠かせない必須のテーマである。海外からの訪日旅行者数は、令和 6 年には 3,687 万人と過去最高を記録した一方、記録的な円安と物価高が続く中、出国日本人数は伸び悩んでおり、インバウンドにもつながるアウトバウンドについても積極的な推進が欠かせない。4 月に開幕した大阪・関西万博などにより、今後も訪日旅行者数の増加が見込まれることから更なる受入体制の整備が必要であること、また、引き続き海外との国際観光の厳しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講じること。

①訪日旅行促進事業の充実

ア 訪日外国人旅行者の誘客を図るため、関西が一体となって進める広域連携 DMO「関西観光本部」（平成 29 年 4 月設立）の取組への財政支援

イ 訪日外国人旅行者の周遊促進や地域活性化につながる広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業の国負担事業の充実及び確実な財源確保、並びに「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に規定する「外客来訪促進計画」に基づき実施する事業への財政支援

- ウ 訪日外国人旅行者の受入環境を整備するため、案内表示の多言語対応や施設改修等受入基盤の整備への支援の更なる充実と財源の確保
- エ 訪日外国人旅行者の誘客を図るため、アジアをはじめ海外でのプロモーションの積極的な展開
- オ 訪日外国人旅行者の安心感につながる正確でわかりやすい情報発信
- カ 訪日外国人旅行者の増加に向けた通訳ガイド養成の充実
- キ 訪日外国人旅行者の利便性と安全性を兼ね備えた無料公衆無線 LAN 等の整備促進
- ク ICT を活用した外国人観光客に対する情報提供
- ケ 外国人観光客に対する消費税免税制度の充実
- コ 訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大
- サ 都市部の宿泊施設不足に対する、地方の旅館等の利用促進の強化
- シ 地域が実施するホテル・旅館等をはじめとする観光産業人材の確保対策への支援
- ス 地方に訪日外国人旅行者の誘客を図るため、地方運輸局と連携して海外プロモーションを図る「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」の充実及び確実な財源確保
- セ 訪日外国人旅行者に対して日本の文化や生活習慣等を正しく理解いただくなど、訪日外国人観光者のマナー向上に向けた取組の充実
- ソ 全国通訳案内士の登録研修機関での研修（改正通訳案内士法の施行（平成 30 年 1 月 4 日）により義務付け）の受講勧奨などの自治体の負担に対する財政的支援
- タ アウトバウンドを推進するため、パスポート取得費用の一部支援など、日本人海外旅行者の費用負担の軽減

②空港の魅力向上対策

空港等における出入国手続の迅速化・円滑化

③国際観光旅客税の一定割合の地方への配分

国際観光旅客税については、観光資源の魅力向上の取組、観光客の受入のための環境整備、広域での周遊観光を推進する取組等、各自治体や、広域連携 DMO を含む各 DMO の取組等に活用できるよう、自由度の高い交付金制度を設けるなど必要な財政措置を講ずること。また税額を引き上げる場合には、増収分も適切に地方に配分すること。

なお、積極的な国際観光（インバウンド観光）の需要喚起に取り組み、誘客促進を図ることで、国際観光旅客税の財源を確保すること。

④観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進

国内外からの観光・MICE 需要の速やかな回復に向けた誘客のため、以下の具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

- ア 地方空港の国際線の充実及び今後のインバウンド誘客の更なる拡大を見据え、空港着陸料やグランドハンドリング体制整備等への十分な支援を行うこと。
- イ 国の責任において国際線誘致に取り組む地方空港をサポートするため、グランドハンドリングを担う人材を必要に応じて拠点空港から地方空港へ派遣する広域応援体制を構築するとともに、地方空港における税関、出入国管理、検疫体制及び手続のスピードアップや効率化につながる設備・機器の充実・強化を図ること。

(2) 文化振興施策の充実

①文化力による地方創生の取組の強力な展開

「文化芸術立国」の実現に向け、日本の伝統文化や生き方・暮らし方を大切にした日本の文化力の再生や新たな文化の創造、伝統産業をはじめとするものづくりや観光の振興と連携した文化による経済活性化等の新たな政策ニーズに対応するため、以下の措置を講じること。

- ア 地方創生、東京一極集中是正を進める観点から、関西はもちろん、日本全国の地域の文化の掘り起こし、地域の知識やノウハウ、文化資源を活用した政策を行うこと。
- イ 文化芸術基本法の基本理念の一つである、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を推進すること。
- ウ 関西の優れた文化財をユニークベニューとして活用し、文化庁主催の会議等の継続的な開催と、文化の国際交流の舞台となる会議やイベントなどを行うこと。
- エ 国と地方の協働関係を築き、地域文化の振興や若い担い手の育成、次世代への文化の継承など、地方の取組に所要の支援を行うこと。
- オ 文化プログラムポータルサイトを日本の地域文化発信のサイトとして継承・充実させ、国内外に大きく発信できるように運用すること。
- カ 少子高齢化や過疎化、昨今の物価高騰などを背景に、所有者等による文化財の維持管理や保存修理・整備、防災施設整備等に要する費用負担が困難になっており、府県・市町村・文化財所有者等が行う文化財の保存・活用の取組に対し支援の充実に努めること。
- キ 文化芸術活動を通じた地域活性化の取組に対し支援を行うこと。

②「古典の日に関する法律」に基づく施策の一層の展開

関西広域連合では、人形浄瑠璃など「文化の道」をテーマにした取組をはじめ、古典の普及に関する事業の幅広く効果的な展開に努めているところであり、「古典の日に関する法律」の趣旨を踏まえ、全国的に「古典の日」を普及啓発し、我が国の教育や文化の振興、次世代の育成、日本人の精神的基盤の再構築につなげる施策を展開すること。

3 日本の元気を先導する関西経済の確立

【担当省庁】内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(1) 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興

バイオ戦略に基づき、投資を呼び込むイノベーションハブとして国が選定している「グローバルバイオコミュニティ」について、関西圏では令和4年4月にバイオコミュニティ関西（BiocK）が認定された。本コミュニティが拠点としての役割を果たし、その取組を促進させるため、運営に対する財政支援等継続的な支援を行うこと。

また、革新的な医薬品等の実用化を促進するため、PMDA 関西支部の中之島クロス移転と同時にテレビ会議システムの利用料が無償化されたが、更なる機能強化として、開発初期から承認申請までの各フェーズにおいた、開発者に寄添った伴走型の相談・支援機能の強化を図るなど、所要の措置を講じること。

(2) 科学技術開発支援の充実

地方を支える高い技術を有する中小企業を育成するため、国による積極的な科学技術開発支援を拡充すること。

(3) 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

万博後の日本において、空飛ぶクルマの商用運航を速やかに実現するためには、運航に不可欠なインフラであるバーティポートの整備を促進することが必要である。そのため、「バーティポート整備指針」に基づき、先行して整備を進める事業者の初期的な投資に対し、財政支援を行うこと。併せて、適切な設置場所や運航ルート設定のための技術的な条件の明確化、様々な形態のバーティポート設置のための関係法令との整合性など、商用運航及びバーティポート設置の拡大に向け必要な制度整備に係る検討を早急に進めること。

(4) 特区制度等を活用した関西の活性化

豊かな歴史・文化資源や個性的な都市群など、首都圏とは異なる強みを持つ関西は、とりわけライフサイエンス・新エネルギー分野において、企業はもとより、大学や研究機関、最先端科学技術基盤等が多く集積している。基礎から臨床研究、実用化へとつな

げる高いポテンシャルをもとに、産学連携による様々な研究プロジェクトも着実に進みつつある。

政府は、日本経済の再生に向け、経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として国家戦略特別区域（いわゆる「地方創生特区」を含む）を指定した。

「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化」と「チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市の形成」を目標とし指定された関西圏は、実効性ある規制改革・特定事業の実施に向けた取組を進めている。

また、関西広域連合域内では、関西イノベーション国際戦略総合特区が指定を受け、計画事業を着実に進めているところである。

関西広域連合としては、特区制度や規制改革の拡充・推進が、我が国全体の経済成長と新たな社会システムの構築につながるものと考えており、関西においてこれらの特区制度が効果的に機能するよう、次のとおり提案する。

①国家戦略特区制度の拡充

国家戦略特区が真に規制改革の突破口となり、我が国産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、以下の措置を講じること。

ア 規制改革提案について、ワーキンググループにおける速やかな検討と、必要な規制改革等の確実な実現

イ アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるため、効果的な税制措置の早期実現、国家戦略特別区域計画に基づいて実施されるプロジェクトに対する財政支援などの強力な措置の実施、また、租税特別措置の継続的な実施

②国際戦略総合特区制度の充実

自治体・経済界を含むオール関西で取り組む「関西イノベーション国際戦略総合特区」について、以下の措置を講じること。

ア 海外との競争に対応し、真に我が国の産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、地方からの提案による規制・制度の特例措置の実現や税制、財政、金融上の措置の更なる充実、また、租税特別措置の継続的な実施

イ アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるための効果的な税制措置の導入

(5) スーパーシティ構想の実現に向けて

AIなどの最先端技術を活用するスーパーシティ型国家戦略特別区域制度を運用するに当たり、地方にとって自由度が高く、活用しやすい、実効性のある仕組みとすること。また、区域指定後の規制・制度改革に当たっては、同時・一体的・包括的に推進

するスーパーシティの特性に鑑み、特に早期の実現が図られるよう国としても積極的に取り組むこと。

データ連携基盤の運用・活用を進めていくに当たり、データ連携基盤の機能が早期にかつ最大限に発揮されるよう、法制度を含めた必要な環境整備を早急に行うこと。

データ連携基盤を活用したデジタルサービスの創出には、公民によるデータ標準化に向けた取組への支援が必要となるため、自治体や企業向けにデジタル人材を派遣することや財政支援など必要な支援を講じること。

さらに、データ連携基盤を共用化し、自治体間で横展開していくことを目指しているため、その取組に対して人的支援や財政支援など必要な支援を講じること。

(6) 中小企業への緊急融資の実施に伴う支援措置

新型コロナウイルス感染症関連融資が終了し、元本返済が進む中、長期的な物価高騰や人手不足等の影響を受ける中小・小規模事業者の借換えや経営改善への取組に対する保証制度の継続や更なる拡充を図るとともに、返済に窮する事業者の負担を軽減するため、返済猶予等の条件変更に伴い必要となる保証協会への追加保証料の支援を行うなど、支援の充実を図ること。また、融資の実施に伴い、府県や市町村が負担する金融機関への預託金や利子補給金、保証協会への保証料補助や損失補償について、地方の財政運営への多大な影響が見込まれることから、支援措置を講じること。

(7) 適正取引及び賃金引上げの取組の推進

現下の経済状況は、緩やかに持ち直しつつあるものの、中小企業は、エネルギー価格や原材料費、労務費等のコストの上昇により、厳しい経営状況に置かれている。中小企業の経営力の強化を図り、経済の好循環を実現するためには、中小企業による原材料費や労務費等の価格転嫁をはじめとする取引の適正化や、持続的な賃金引上げに向けた取組を推進していく必要があるため、次のとおり要望する。

①地方企業への波及

コロナ禍からの景気回復が進み、半導体分野をはじめ成長に向けた企業の設備投資が増加するなど経済に前向きな動きが見られる。首都圏を中心とした大企業の好調な業績が、裾野で支える地方企業の業績やその従業員の賃金引上げ等にまで波及するよう、原材料費の高騰等による下請事業者からの価格改定要請に適切に応じることなどを引き続き産業界に強く働きかけること。

②下請事業者への十分な配慮

エネルギー価格や原材料費の高騰等の企業の責に帰することのできない影響を受ける下請事業者に対して、納期遅れなどを理由に、一方的な取引停止や不当な価格引下げなど、下請事業者が損失を被るような対応を発注元事業者が行うことがないよう、指導及び実態把握を徹底すること。

③「パートナーシップ構築宣言」の推進

「パートナーシップ構築宣言」においては、令和7年1月時点で登録企業数が約58,000社、うち大企業が約2,700社となっており、参加企業は着実に増加しているが、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築に向けては、より多くの企業の参加が不可欠であることから、特に大企業の宣言が増加するよう引き続き働きかけること。

④中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援

物価と賃金の好循環の実現には、大企業だけでなく中小企業においても持続的な賃金の引上げを実現することが不可欠である。そのためには、より多くの中小企業がDXや設備投資、新事業展開に取り組み、生産性向上や高付加価値化を実現し、経営基盤を強化することが必要である。

そのため、中小企業の設備投資による生産性向上を支援する「業務改善助成金」について、対象事業者の拡大や設備投資要件の緩和など、制度の拡充を図るとともに、「中小企業生産性革命推進事業」や「中小企業省力化投資補助事業」についても、制度の継続・拡充を図ること。

また、これらの各種支援策の活用が促進されるよう、申請手続の簡素化を図るとともに、中小企業への丁寧な情報提供を行うこと。

(8) 中小企業の人材確保への支援

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、中小企業にとって人材の確保は喫緊の課題である。人材確保に向けて企業は様々な取組を行っており、自治体や支援機関等においても、地域の実情に応じた支援を実施している。

とりわけ、人材確保において、外国人材の受入の重要性は増しており、「育成就労制度」の構築に当たっては、企業や経済団体等の声を広く聴くことで地域の実情を把握し、手続の簡素化など企業が利用しやすい制度となるよう配慮すること。また、受入を希望する企業が制度開始までに十分な準備期間を確保できるよう、各地域で説明会を開催するなど、中小企業をはじめ関係者に対して迅速かつ丁寧に情報提供を行うこと。

4 攻めの農林水産業の確立

【担当省庁】農林水産省、林野庁、水産庁

TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定、RCEP 協定など、かつてない農産物市場開放時代を迎え、国内農林水産業、特に畜産分野を中心とした影響が懸念されるとともに、農林漁業者は大きな不安を抱いている。

一方で、国においては、新たな成長分野を切り開くため、攻めの経済施策の指針として、「成長戦略実行計画」を策定するとともに、令和2年3月に見直しがなされた「食料・農業・農村基本計画」では、国内需要の変化に対応し、グローバルマーケットの戦略的な開拓を進めることとしている。加えて、食料安全保障の強化に向けて構造転換を図るため、「食料安全保障強化政策大綱」を策定するとともに、「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」の見直しにおいて、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を柱とする新たな施策の展開も進められている。

国では、ユネスコの「無形文化遺産」へ「和食」が登録されたことを契機に、海外での日本食の普及を図っており、農林水産物の輸出拡大には、更なる高品質化や規模拡大などにより国際競争力のある農林水産業を実現し、「安全・安心」な我が国の農林水産物が世界で認知され、世界の需要を取り込む輸出促進を図ることが重要となっている。

さらに、産地と消費者が直接繋がる「地産地消」の取組は、国民の「食の安全・安心」を確保するとともに、「国内における消費拡大」や「やりがいの持てる農林水産業の実現」に寄与するものである。

そこで、「攻めの農林水産業」の確立を図り、成長産業化を推進するため、次のとおり提案する。

(1) EPA・FTAに伴う必要な対策の実施

世界経済は不透明感を増していることに加え、今後、EPA・FTAによって、農林水産分野や国民生活のあらゆる分野への影響が想定懸念される。国の責任において、その影響を踏まえ、必要な分野への支援など適切に対応すること。

また、農林水産業の持続的発展のため、TPP 協定を含む EPA・FTA の動向いかにかわらず、農林水産業の体質強化や海外展開などの支援策を強化すること。

(2) 国際競争力のある農林水産業の実現

「安全・安心」ですばらしい品質を誇る国産農水産物や食品を広く世界に発信し、「ジャパンプランド」の確立を図るため、品質管理等の取組、JFOOD0 等を活用した戦略的なプロモーション、マーケティングを拡充すること。また、更なる輸出拡大を図るため、科学的根拠を基に輸出解禁要請を行っている国に対しては早期に検疫条件を引き出すとともに、新規市場として有望な国々に対しては新たに解禁要請を行うこと。国内で使用されている農薬が相手先国のルール（インポートトレランス）に設定されるための取組を推進すること。

今後、経済連携協定を進めるに当たっては、国内農林水産業への影響等について、農林漁業者も含め、政府による丁寧な説明を行うとともに、国際競争力の強化に向け、生産コスト削減などを早急に進めるよう、畜産クラスター事業、産地生産基盤パワーアップ事業、農業農村整備事業など、現場のニーズの高い対策について、十分な予算を確保し、万全な対策を講ずること。また、和牛繁殖経営の支援について牛肉の需給動向を注視するとともに、個々のニーズに沿った支援を実現すること。

(3) 地産地消の推進

食育活動を通じ、需要の底支えはもとより、地域の食材・食文化の継承や、「食育」、「地産地消」、「国産回帰」の推進のため、地場産食材の学校給食への提供支援を継続するとともに、生産者、病院、福祉施設、食品加工業者等の連携による病院食、介護食等への利活用を推進すること。

(4) 農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化

燃油や資材の価格高騰等により、農林水産物の生産者やそれらを取り扱う中間流通事業者の経営が不安定となったことから、収入保険の掛金の引下げや、団体加入割引の創設などの取組を行うとともに、価格のセーフティネットがある燃料については国の負担割合拡大等を行うこと。また、配合飼料については制度の在り方に関する検討を進めて適正な制度運営への見直しにより十分な補填が実施されるようにすること。粗飼料等のセーフティネットがないものについては制度の新設を行うこと。さらに、生産・流通コストの上昇を踏まえた生産物の価格形成を行える仕組みの構築を行うこと。加えて、消費拡大・販売促進対策を強化すること。

(5) 新規就農支援策の拡充

新規就農者育成総合対策における年齢制限要件を緩和すること。

また、経営発展のための機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業を有効に活用し、新規就農者の育成・確保に取り組んでいくため、十分な予算を確保し、より多くの認定新規就農者の経営発展につなげること。

また、地方の財政負担分について、地方財政措置を確実に講じること。

(6) 実効的な農地制度の維持、推進のための支援

「農業振興地域の整備に関する法律」の改正に伴い、国基本指針等で規定される県の農用地面積目標の運用は、地域の実情を踏まえること。また、影響緩和措置の妥当性の判断は、農用地面積の総量確保だけではなく、多様な担い手の確保や生産性向上の取組を考慮するなど柔軟な運用とすること。併せて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「市町村農業振興地域整備計画」の管理、運用における市町村の要望を丁寧に聴き取り、必要な財政支援等を行うこと。

地域の目指すべき農地利用の姿を明確化し、農地の集積・集約化等を図るため、地域農業の設計図となる「地域計画」の実現に向けた予算について、地方の要望を聴き取り必要な額を地方財政措置すること。

農地中間管理事業については、農業経営基盤強化促進法改正により利用権設定等促進事業が廃止されたことから、農地中間管理機構の農地貸借が大幅に増加することが見込まれるため、安定した制度運営に必要な経費を全額国費で予算措置すること。

さらに、賃借料に係る未収金の増加も予測されるため、賃借料に係る保証制度、未収金の一時的立替費用に対する無利子貸付け、貸倒引当金への補助など、農地中間管理機構が抱える未収金リスクを軽減・解消するための支援策を講ずるとともに、これに必要な予算を確保すること。

5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

**【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省**

関西広域連合及び構成団体等においては、これまでも地域の特性や状況等に応じて、様々な工夫を凝らしつつ、省エネの推進、再生可能エネルギーの導入促進、関連産業技術の開発・普及等に取り組んできたところである。

関西広域連合は、“関西における望ましいエネルギー社会”の実現に向け、構成団体はもとより、近畿経済産業局や他の地方公共団体、電気事業者、関係団体等との連携と役割分担の下で、低廉で安全かつ安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進、地域の状況に応じた再生可能エネルギーの導入促進、関西におけるエネルギー関連技術の活用促進、水素社会の早期実現のために必要な情報収集を行い、地域・需要者の視点に立ち、関係する広域事務とも連携して、効果的な方策の検討、国等への提案、有意義な情報の発信等に取り組んでいる。

また、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減のための広域取組についても進めているところであり、令和3年11月には、「関西脱炭素社会実現宣言」を発出した。

国の取組としても、広く国民の理解を得つつ、安全性・安定供給・経済効率性及び環境適合を満たすエネルギー政策、温室効果ガスの排出削減に向けた取組が進められるべきものであることから、その着実な実施に向けて、以下のとおり提案する。

(1) 脱炭素社会の実現

脱炭素化に向けた国際的な動向を踏まえ、地球温暖化対策に係る次の取組を強力に推進すること。

①脱炭素社会づくりの推進のための枠組みの早期確立

ア 「地球温暖化対策計画」に基づき、総合的・計画的に効果的な施策を推進すること。

イ 2050年ゼロカーボン宣言し取組を推進する地方公共団体が増加する中、地方公共団体、事業者、NPO等の取組を後押しするため、必要な財源措置を講じること。

また、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の実行や地域気候変動適応センターの運営等について、国において十分な財源措置を講じること。

ウ 国内外での温室効果ガス排出抑制に貢献する製品等の評価手法の検討、この評価を組み込んだ国際的な枠組みづくりを推進すること。

また、地域での温室効果ガス排出量算定に必要な基礎データ（自治体別・部門別・エネルギー種別の供給量の実績）を国において把握し、早期に自治体に提供すること。なお、運輸部門の脱炭素化を進めるために必要な基礎データである軽自動車の燃料別新車販売台数の都道府県別統計データについて、把握できる仕組みを検討されたい。

②企業や家庭における節電・省エネの促進

ア 関西広域連合の省エネルギーの呼びかけに合わせ、構成団体では、使用電力の抑制などに加え、クールシェアやサマータイムの実施なども含め幅広い取組を呼びかけてきた。

新型コロナウイルス感染症対策と合わせ定着した新しい生活様式や働き方の変化などを織り込み、勤務時間の朝型シフトや省エネ家電の選択など省エネルギー型ライフスタイルへの転換を図る取組について、国において国民の共感を得ながら強力に推進すること。

イ 企業や家庭における節電・省エネを促進するため、BEMS、FEMS や HEMS などのエネルギー管理システム、LED 等の高効率照明や高効率空調・給湯設備などの省エネ機器等の更なる導入に向け、補助金や税制優遇など様々な支援を継続して行うこと。

また、消費者の省エネ機器選択の機会確保に向け、通信販売事業者等を含む家電製品小売事業者に対する省エネ性能表示の取組を強化されたい。

さらに、次世代自動車の普及を図るため、車種のラインアップの充実を促進するとともに、車両の導入補助制度や、充電設備の新設・更新など充電インフラの整備促進・維持につながる補助制度の見直し等、支援策の充実を図ること。

ウ 省エネ建築物の普及促進のため、ZEH や ZEB に対する補助金について十分な予算を確保し、年間を通じて申請できる仕組みにするとともに、税制優遇の充実を図ること。併せて、自治体独自の高性能な省エネ住宅の導入の支援や ZEH ビルダー等の人材育成の仕組みの構築等を行うこと。

③再生可能エネルギーの最大限の導入

ア 太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であることから、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、技術開発による高効率化や低コスト化、気象データを用いた発電予測技術の向上、系統運用の広域化などを早期に実現するとともに、「第7次エネルギー基本計画」で設定した再生可能エネルギーの導入目標に向けて取り組むこと。

イ 再生可能エネルギーについては、地域によりそのポテンシャルや活用手法などに特性があり、地域の特性に応じて進めていくべきものであるため、以下の取組を早急に進めること。

(ア) 多様な地域資源を活用した住民参加型の発電事業の円滑な立上げなど、「地域循環共生圏」を創出・推進するための取組

(イ) 人材育成に向けた支援の拡充

(ウ) エネルギーの「地産地消」による「地方創生」の観点から、太陽光はもとより、小水力や風力、バイオマスなど、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を促進しつつ、特に導入が進んでいない電源に配慮した戦略的かつきめ細かな価格設定や制度設計など、FIT・FIP 制度の適切な運用・見直しを行うこと。

(エ) 太陽熱、地中熱、下水熱などの再生可能エネルギーの熱利用についても、導入促進に向けた支援（初期費用、技術開発などに関する）を行うこと。

ウ FIP 制度において、公平な市場環境を整備し、円滑な移行及び将来の自立化に向けて効果的な普及促進方策を検討して実施するとともに、地域活用電源については、地域活用要件が参入障壁とならないよう、地域特性、普及状況などを的確に把握した上で、要件について柔軟に設定すること。

エ 一部の地域において送電網等の容量不足により連系制約が生じていることから、再生可能エネルギーの普及拡大が失速することがないように、電力系統の広域的運用の強化や送電網の増強に向けた対策、太陽光発電等と蓄電池のセットでの導入を加速させる支援策など、接続可能量を拡大するために必要な措置を講じること。

また、再生可能エネルギー発電事業者に出力抑制を行う場合も、出力予測システムの高度化やオンライン制御設備の設置に対する助成を行うなど、その量は必要最低限とし、かつ公平となるよう制度の運用に努めること。

オ 一定規模以上の発電設備の設置に当たって、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の整備を行うなど、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

また、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働できるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図ること。

さらに、FIT 制度終了後や事業者の経営破綻時において、太陽光パネル等が放置されるおそれがあることから、撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作るとともに、廃棄費用外部積立の風力発電等の太陽光発電以外への適用拡大についても検討を進めること。

④脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連技術の開発等の促進

関西には、エネルギー関連技術（水素・燃料電池、蓄電池、太陽光発電や洋上風力発電、波力発電、海流発電、次世代自動車、スマートグリッド等）を有する企業をはじめ、我が国を代表する先端研究拠点としての大学、研究機関が多数集積していることから、関西のポテンシャルを活用するため、エネルギー関連技術への積極的な投資促進等を図ること。

⑤中小企業のカーボンニュートラル移行への支援

政府の「GX 実現に向けた基本方針」に基づく、成長志向型カーボンプライシング構想を実効性あるものとして実現するためには、CO2 排出量の多い大企業だけでなく中小企業等を含む社会全体で取組を進める必要がある。そのため、構想の具体化に当たっては、中小企業や地方公共団体等、関係者の声を広く聴き、事業者の負担軽減に十分配慮すること。

(2) エネルギー政策の推進

①広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進

- ア 国においては、中長期のエネルギー政策について広く国民の理解を得るとともに、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するという方向性のもと、総合的・計画的に効果的な施策を推進すること。
- イ 将来に向けての日本近海のメタンハイドレート資源の調査・回収技術開発、海流発電等海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備など、エネルギー源の多様化とエネルギー自給率を高めるための取組を着実に推進すること。
- ウ 災害に強い強靱な国土構造を構築するため、「今後の天然ガスパイプライン整備に関する指針」（平成 28 年 6 月）に示された導管整備に係る有識者会議を設置し、政府において主要都市を連絡する全国天然ガスパイプライン幹線計画を策定するとともに、整備を促進する制度を創設すること。また、そのリーディングプロジェクトとして、舞鶴港等の日本海港湾への LNG 受入基地の整備、日本海側と太平洋側の都市圏を結ぶ南北横断パイプラインの整備等を促進する財政等の支援制度を創設すること。
- エ 関西においては、将来の水素エネルギーの受入れ、消費を期待できる大規模な LNG 基地や LNG 発電所を有する港が複数存在するなど、脱炭素社会に向けて港湾の果たすべき役割は大きいことから、カーボンニュートラルポートの形成を支援すること。

②低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築

- ア 電力システム改革は“電力の安定供給の確保”や“電力料金の最大限抑制”を目的として進められてきたが、2022 年度は 7 年ぶりに節電要請がなされるなど厳しい電力需給見通しであったことから、安定供給確保のための責任・役割の在り方の検討を含め、安定的、かつ持続可能なエネルギーシステムの構築に向け、適切な改善・対策を行うこと。
- イ 広域的な電力融通や電力需給の調整に資する以下の取組を推進すること。
 - (ア) 送配電網の強靱化や卸各種電力市場の活性化を迅速に推進すること。
 - (イ) 自立・分散型電源の導入促進を図ること。
- ウ 再生可能エネルギーについては、電力需給ひっ迫の要因ともなる発電時の出力の不安定さや発電コストの高さ、電力系統の安定性への影響のほか、固定価格買取制度による需要者の負担への影響などの課題もあることから、引き続き発電のコストや安定供給力としての課題解決に向けた取組の実施を進めること。

③水素社会の早期実現に向けた水素インフラの整備等の推進

広範な産業が集積し、物流網の要衝としても大きなエネルギー需要を擁する関西において、水素等の大規模な供給と需要を創出する施策を集中的に展開し、水素の社会実装を加速させることが重要である。社会実装の加速は、水素等の先進技術が実証・披露される大阪・関西万博を契機としたレガシーの継承としてもふさわしいことから、関西から「水素社会」の実現を図ること。

このため、令和5年6月に改定された「水素基本戦略」や令和6年10月に施行された「水素社会推進法」等に基づき、水素コストの低減に資する国際的な水素等サプライチェーンの構築及び大規模供給拠点の整備支援と価格差支援、水素発電の商用化、荷役・貯蔵設備等の水素等供給設備の技術開発、商用車を含むFCV等の導入支援策及び物流需要等に適合した充填ステーションの整備促進、燃料電池フォークリフトなどの水素アプリケーションの普及や多用途展開、大規模な水素利活用に向けて必要な保安規制の速やかな合理化・適正化、需要創出に向けた技術開発や導入支援強化、地域での再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用拡大など、積極的な導入促進施策等を講じること。

また、2030年以降に供給事業開始となる、いわゆるセカンドムーバー以降のサプライチェーン構築に対する支援施策も明確化し、2040年の水素導入目標達成の道筋を明らかにすること。

加えて、以下についても推進すること。

ア 将来の国際水素サプライチェーンの構築を見据え、経済連携協定（EPA）の締結国にかかわらず無税とするなど、水素の輸入に係る関税の減税措置を検討すること。

イ モビリティ向け水素の既存燃料との価格差への支援や、価格の低減に必要な技術開発への支援、メンテナンス及びリース関連費用の支援など、FC商用車の普及促進施策を明らかにすること。また、「FC商用車を集中的に導入する重点地域」の選定に当たっては、関西の物流の実態を踏まえて府県間をまたぐ地域を指定できるようにするなど制度の拡充を図ること。

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

①鳥獣被害防止対策予算の確保・拡充

野生鳥獣の被害を軽減するためには、捕獲と防除による総合的な対策が必要である。

国による「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」などの目標を達成する上でも、各自治体による計画的な施策、事業の推進を支援し、農林水産被害及び生活環境被害、森林等生態系被害の軽減に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金及び指定管理鳥獣対策事業交付金の予算を確保・拡充すること。

また、事業実施中に発生した事故は、捕獲者自らが加入するハンター保険等で対応しており、更に補償範囲が自損等に限定されるなど、公共事業を実施する上での体制としては不十分である。事業要件に第三者のけが等にも対応した保険への加入を義務付けるなど捕獲者が安心して事業に従事できる体制を整備すること。

②鳥獣捕獲に係る標準的な積算基準等の作成

鳥獣捕獲事業は、捕獲者の経験に委ねた方法のもと実行されることが多いため、地域的に違いのあるものとされ、標準的な積算基準や監理基準が示されていない。一方で、指定管理鳥獣対策事業などにより、県境にまたがる地域などこれまで捕獲圧がかけていない地域で捕獲推進が求められる中、広域的に連携した取組を進めるためにも標準的な基準のもと、事業設計を行う必要がある。関西広域連合では、こうした課題を解決するために、鳥獣捕獲等事業設計・監理のガイドラインの作成に取り組んでおり、その中で、標準積算基準（案）も作成し公表してきている。

都道府県等が公共的に発注して行う捕獲事業の透明性を図るために、これまでの関西広域連合の取組の中で積み上げてきた成果も活かして、国から積算基準や監理・監督の在り方など示すこと。

(4) プラスチック対策の推進

プラスチックごみの削減に向けて、行政をはじめ、消費者や事業者など、広く国民的な気運の醸成が不可欠であり、3Rの取組の一層の普及やライフスタイル変革の促進を図ること。

また、プラスチック資源循環促進法やバイオプラスチック導入ロードマップ等に基づき、代替素材への転換に係る技術開発の促進、製造・販売を行う事業者による自主回収の働きかけ、処理能力及び技術を有する再商品化施設の確保、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促すような支援等を継続的に行うことにより、ワンウェイプラスチック製品等の抑制・回収対策を着実に推進すること。

リユースの取組については、市町村や民間事業者の取組が拡大するよう、引き続き、財政支援等を行うこと。

マイクロプラスチックを含む海洋や河川、湖沼のごみについて、環境に与える影響や発生メカニズム、排出量、流出経路などの実態把握と、生活系ごみや事業系ごみの流出防止手法の検討や、陸域における回収活動の活性化への支援などの発生抑制対策を講ずること。

海洋ごみ対策について、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であるため、日本海沿岸諸国に対して、廃棄物の適正処理や海岸漂着物、漂流ごみ・海底ごみの発生防止を働きかけるとともに、自治体に対する海岸漂着物、漂流ごみ、海底

ごみの回収・処理に係る財政支援について、十分な予算を確保し、国の全額負担による恒久的な支援制度に見直すこと。

また、海洋ごみを削減するためには、国民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に海洋へのごみ流出抑制等を行えるよう、海洋ごみの実態の普及や環境意識等の啓発を行うことが必要不可欠である。しかし、財務省の「令和5年度予算執行調査」の調査結果を踏まえた環境省の方針として、発生抑制事業については、これまで普及啓発として実施してきたポスターや看板の設置、パンフレット等の配布など一方向的な情報発信やイベントなどの施策全般は今後、補助対象とならないと示していることから、海洋ごみ削減を目的とした普及啓発活動全てにおいても、補助対象とすること。

Ⅲ その他関西の重要課題

1 ワールドマスタースズゲームズ 2027 関西への支援

**【担当省庁】内閣官房、警察庁、総務省、外務省、
文部科学省、スポーツ庁、国土交通省、観光庁**

ワールドマスタースズゲームズ 2027 関西は、「スポーツ・フォー・ライフの開花」をテーマに、多種多様な地域・世代の参加者を見込む世界最大の生涯スポーツの祭典であり、関西各地を舞台に開催する。その成果は単に日本国内にとどまらず、また、その成功はスポーツ立国、文化立国、観光立国を目指す我が国にとっても大きな意義がある。

本大会は、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とともに連続する世界規模のスポーツイベントとして 2021 年 5 月の開催に向け準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会の本旨である参加者が安心して競技に参加し、自由に交流・ツーリズムを楽しむことができる環境が整うまで開催を再度延期することが妥当であると判断し、2027 年 5 月に開催を延期した。

本大会の開催により、東京 2020 大会をはじめとした大規模スポーツ大会の自国開催で高まったスポーツに対する機運を継承・発展していくことで、生涯スポーツ社会の実現に寄与することができるものと考えている。

については、本大会の成功に向け、国に対し、次のとおり提案する。

(1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化

本大会の開催についてはこれまでも、国において、経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）や第 3 期スポーツ基本計画への位置付け、スポーツ国際戦略会議等を通じて大会開催への支援や関係省庁への大会周知に取り組んでいただいているところであり、本大会の成功はスポーツ立国、文化立国、観光立国を目指す我が国にとって、未来を拓く原動力として大きな意義がある。

このことから、本大会が国の施策の一環として種々の支援を得られるよう、引き続き骨太方針をはじめとする国の計画に盛り込むなど、生涯スポーツの振興を図る上での国家的なプロジェクトとして明確に位置付けること。

(2) 東京 2020 大会等で再認識されたスポーツの価値・役割の発信に資する取組の推進

本大会の開催は、東京 2020 大会等の大規模スポーツ大会の自国開催においてスポーツ界が先導役として示された多様性のある共生社会の実現に向けたスポーツの果たす役割の重要性など、再認識されたスポーツの価値を未来へとつなぐ大会として期待できる。

このことから、スポーツ庁を中心に関係省庁が一丸となった支援体制を整備し、大会運営の経験やノウハウを共有するための人的交流、国内外での広報活動、ボランティア育成、また、企業や自治体によるスポーツに参加しやすい環境づくりなど、地域スポーツや身近なスポーツの振興を通じて国民一人ひとりのスポーツの参画拡大に資する取組へ支援及び協力を行うこと。

(3) 大会開催延期に伴う準備段階から国等による財政支援等

本大会を成功させ、実りの多いものにするためには、財政基盤を強固なものとする必要がある。組織委員会では、これまでの開催準備で積み上げたノウハウを最大限生かしつつ最小のコストで最大の効果を得るように計画するが、大会開催に当たっては、国の様々な財政支援が不可欠である。

については、引き続き官民の協力のもとでの資金確保に努めるが、国においても、スポーツ振興くじを用いた助成等、準備段階から大会運営にいたる必要な財政支援及び協力を行うこと。

(4) 世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践

世界から集う参加者は、競技への参加とともに、訪日観光も大きな目的とすることから、スポーツツーリズムによる地域活性化が大いに期待される。

また、関西広域連合では文化観光資源の宝庫・強みを活かしたインバウンドの集客や文化芸術の継承・創造に取り組んでおり、2025 年の大阪・関西万博の開催と併せ、本大会の開催により訪日外国人旅行者の拡大、国内外の多くの人々に日本文化の素晴らしさや深い精神性を理解いただく絶好の機会となる。

については、国と地方の協働関係を築き、訪日外国人旅行者の受入環境の整備や広域周遊システムの構築に向けた支援、また、文化プログラムポータルサイトを日本の地域文化発信のサイトとして継承・充実させ、国内外に大きく発信できるように運用す

るなど、インバウンドの本格的な回復に備えた国家的な観点から必要な条件整備への配慮を行うこと。

(5) 機運醸成を図るための各地でのスポーツ大会の開催支援

2027年5月に開催するワールドマスターズゲームズ2027 関西について、それぞれの地域で機運醸成を図る必要がある。関西では、神戸市において世界パラ陸上競技選手権大会が開催され大きな盛り上がりを見せたことから、今後も各地で継続してスポーツ大会が開催されるよう、必要な支援・協力を行うこと。

2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

国家プロジェクトである大阪・関西万博を成功させ、関西全体の活性化につながるものにするため、国がリーダーシップを発揮し、博覧会協会、地元自治体、経済界が緊密に連携して、着実に準備を進めてきた。

また、大阪・関西万博を通じて、世界の中で我が国が存在感を向上させ、国際社会の中で輝く日本を実現するためには、万博を一過性のものとせず、ポストコロナにおける成長・発展の起爆剤として、また、世界の課題解決を促す処方箋として、万博開催後もその役割を発揮させることで、大阪・関西の飛躍的な成長、いのち輝く幸せな暮らし、世界の課題解決に貢献する都市・地域の実現につなげていくことが必要である。

については、令和2年12月に博覧会協会が策定した2025年日本国際博覧会基本計画の具体化をはじめ、万博を契機とした新たな技術の実践・実証や万博の成果をレガシーとして発展させていくために必要な行財政措置、規制緩和措置等、大阪・関西万博の成功に向けて、国の総力を挙げた全面的な支援について、以下のとおり提案する。

(1) インフラ整備計画の着実な推進

【担当省庁】内閣府、経済産業省、国土交通省

交通アクセス確保に向けた陸上交通網の整備や高速艇等の海上交通の充実、関西圏域に存在する空港の活用等について検討すること。

併せて、令和3年8月に政府の国際博覧会推進本部において決定された「2025年に開催される日本国際博覧会(大阪・関西万博)に関連するインフラ整備計画」に基づき、

万博開催後の大阪・関西の成長基盤となるよう整備を進めるとともに、高速道路整備への投資を拡大し、広域的な高速道路ネットワークを形成すること。

[整備が必要な高速道路]

- ・ 新名神高速道路（八幡京田辺 JCT・IC～高槻 JCT・IC、大津 JCT（仮称）～城陽 JCT・IC）
- ・ 淀川左岸線（2期）
- ・ 淀川左岸線延伸部
- ・ 名神湾岸連絡線
- ・ 大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）
- ・ 神戸西バイパス
- ・ 近畿自動車道紀勢線
- ・ 一般国道 42 号（すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路）
- ・ 近畿自動車道松原那智勝浦線の 4 車線化（印南 IC～南紀田辺 IC）
- ・ 近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）（舞鶴東 IC～小浜西 IC）
- ・ 北近畿豊岡自動車道 一般国道 483 号（豊岡道路、豊岡道路Ⅱ期）
- ・ 山陰近畿自動車道（京丹後大宮 IC～大宮峰山 IC、浜坂道路Ⅱ期、竹野道路）
- ・ 中国横断自動車道（米子自動車道）（蒜山 IC～米子 IC の 4 車線化）
- ・ 播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）
- ・ 鳥取自動車道（志戸坂峠）
- ・ 山陰自動車道（北条道路）
- ・ 四国縦貫自動車道（徳島自動車道）の 4 車線化（土成 IC～美馬 IC）
- ・ 四国横断自動車道（徳島南部自動車道）（徳島津田 IC～阿南 IC）
- ・ 阿南安芸自動車道（阿南 IC～小野 IC、海部 IC～野根 IC）
- ・ 東播磨道（八幡三木 R～小野 R）
- ・ 東播丹波連絡道路 一般国道 175 号（西脇北バイパス）
- ・ 中部縦貫自動車道 一般国道 158 号（大野油坂道路）
- ・ 京都縦貫自動車道（園部 IC～丹波 IC）の 4 車線化
- ・ 京奈和自動車道 一般国道 24 号（大和北道路・大和御所道路）

(2) 万博関連事業（ソフト事業・規制改革）の推進

**【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省**

目指す姿の実現に向けて、万博会場内外における展示や実証の実施、国内外への発信に加え、得られた成果を国内外で社会実装までつなげ、未来を切り拓くレガシーとすることを見据えて取り組むとともに、国や自治体、博覧会協会だけでなく、イノベーション的な技術やサービス等を有する中小企業、スタートアップ企業、NPO、大学・研究機関等幅広い主体が、大阪・関西全体で万博のテーマの具体化等に取り組むことが重要である。

関西広域連合においては、これまで、大阪府、大阪市、関西経済界及び博覧会協会とともに、万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて直面する課題と国への要望事項を取りまとめ、関係各所に要望を行ってきた。

「未来社会の実験場」をコンセプトとする万博を一過性のイベントとして終わらせることなく、万博後も継続してイノベーションの創出や世界の人々との活発な交流・協働を促進していくことで、我が国の持続的な成長・発展につなげていかなければならない。そのために必要な財政的支援や規制緩和等、更なる措置を講ずるなど積極的に事業を推進すること。

[要望項目]

①万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて

ア ライフサイエンス、次世代ヘルスケアの推進

イ スマートモビリティの推進

空飛ぶクルマの商用運航拡大に向けた環境整備

ウ カーボンニュートラルや「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現

エ 先端技術を駆使した「スマートシティ」の実現やスタートアップの創出

オ 多様な魅力の創出・発信や更なる交流の促進

(ア) 大阪・関西の都市魅力の創出・発信

(イ) 文化的な国際交流と文化芸術振興 など

②万博を契機とした更なる地域活性化

ア 万博交流イニシアチブの推進

(ア) 自治体交流

(イ) 観光交流

(ウ) 教育交流

- (エ) 文化・スポーツ交流
- (オ) ビジネス・学術交流
 - 「ポスト万博シティ」の具体化に向けた「けいはんな学研都市」における取組への支援
- イ 地域活性化に向けた財源の確保及び柔軟な制度運用

③万博レガシーの継承・発展に向けた支援

万博で披露された革新的な技術等の社会実装及び産業化に向けた企業等の取組や、国際ビジネスの交流が促進されるよう、制度・技術・財政面から支援を行うこと。